

目 次

【1】設置の趣旨等	1
ア 設置の趣旨及び必要性	1
(a) 教育上の理念、目的	1
〔1〕理念及び目的	
〔2〕教職大学院の中心的学問分野	
〔3〕設置の背景	
〔4〕学部における教員養成の改革と教育学研究科の改組	
(b) どのような教員を養成するのか	7
〔1〕児童生徒支援コース	
〔2〕学校運営コース	
イ 研究科、専攻等の概要と名称	8
〔1〕教職リーダー専攻の骨格	
〔2〕専攻の名称	
ウ 教育課程の編成の考え方及び特色	9
〔1〕教育課程の編成	
〔2〕理論と実践の融合を可能とする方策	
〔3〕授業科目	
〔4〕実習の事前・事後に履修すべき学修内容の考え方	
エ 教員組織の編成と考え方	18
〔1〕研究者教員	
〔2〕実務家教員	
〔3〕教職リーダー講座以外の教員	
〔4〕実習にかかわる教員組織	
〔5〕カリキュラムの実施状況の評価にかかわる教員組織	
〔6〕教員年齢構成と定年規定の関係	
オ 教育方法、履修指導の方法及び修了要件	21
〔1〕標準修業年限	
〔2〕修了要件	
〔3〕既修得単位の認定方法	
〔4〕成績評価の方法	
〔5〕指導体制	
〔6〕授業の工夫	
〔7〕教育実習の進め方	
〔8〕課題研究の進め方	
〔9〕履修モデル	
カ 既設学部（修士課程）との関係	23

キ	施設・設備等の整備計画.....	24
ク	入学者選抜の概要.....	25
	アドミッション・ポリシー	
	〔1〕入学定員	
	〔2〕入学者選抜方法	
	〔3〕学生確保の見通し	
	〔4〕修了後の見通し	
ケ	取得できる教員免許状.....	27
コ	大学院設置基準第14条による教育の実施について.....	27
	〔1〕目的	
	〔2〕必要とする理由	
	〔3〕期待される効果	
	〔4〕教育方法等	
	〔5〕実施体制	
ス	自己点検・評価.....	30
	第三者評価	
セ	情報提供.....	31
ソ	教員の資質の維持向上の方策.....	32
	〔1〕教育の質の維持向上	
	〔2〕研究の質の維持向上	
タ	管理運営の考え方.....	33
	〔1〕研究科委員会の役割	
	〔2〕専門職学位課程運営委員会の役割	
	〔3〕群馬県教育委員会との連携	
【2】	連携協力校等との連携・実習.....	35
ア	連携協力校等との連携.....	35
	〔1〕連携協力校および連携内容について	
	〔2〕連携協力校以外の関係機関との連携について	
	〔3〕附属学校の活用について	
イ	実習の具体的計画.....	36
A	実習計画の概要（実習のねらい）.....	36
	〔1〕実習目標（ねらい）	
	〔2〕実習時期、内容、実習施設、学生の配置、実習単位等	
	〔3〕実習の内容	
	〔4〕現職教員学生が勤務校で実習を行う際の実習水準の確保について	
	〔5〕教育実習部会の設置	
	〔6〕学生へのオリエンテーションの内容、方法	
B	実習指導体制と方法.....	46

〔 1 〕 巡回指導計画	
〔 2 〕 学生へのフィードバック、アドバイスの方法等	
〔 3 〕 学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等	
C 施設（連携協力校）との連携体制の方法	49
〔 1 〕 連携協力校との連携の具体的方法、内容	
〔 2 〕 相互の指導者の連絡会議設置の予定	
〔 3 〕 大学と実習施設（連携協力校）との緊急連絡体制	
〔 4 〕 各施設での指導者（指導教員）の配置状況	
〔 5 〕 実習前、実習中、実習後等における施設との調整・連絡等	
D 単位認定等評価方法	52
〔 1 〕 学生の評価方法	
〔 2 〕 大学における単位認定方法	

【1】設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

(a) 教育上の理念、目的

〔1〕理念及び目的

現在、学校教育は様々な課題を抱えており、しかも、学校教育にかかわる問題は、複雑・多様化している。そして、このように複雑・多様化の傾向は、今後も社会構造の変化とともに増加していくと考えられ、ますますの学校教育の混乱が予想される。こうした現状を打破するためには、学校教育の抱える諸課題に対応できる力量を持った教員の養成が急務である。

学校教育にかかわる諸課題の解決には、単なる実践の積み重ねによる経験的な実践知だけでは十分な対応が難しく、これからの教員には、学校現場のおかれている状況や児童・生徒の現状などを的確に分析・把握し、その理解のもとに対応策を構築し、他者との協同のもと実践し、評価・再考察できる資質能力が必要であると考えます。

そこで、新たに教職大学院を設置し、学校教育にかかわる課題に対応できる力量のある教員、つまり、確かな指導力と優れた実践力・応用力を備えたスクール・リーダーの養成、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成が必要であると考えた。

以上より、群馬大学大学院教育学研究科に、社会のニーズに応える高度専門職業人の養成に特化し、学校教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた教員養成を目的として、専門職学位課程教職リーダー専攻を設置することとした。

さらに、既存の修士課程についても見直しを行い教科教育専攻は教科教育実践専攻に改め、各教科のエキスパートを養成する専攻と位置付け、それを達成するためにカリキュラムの抜本的改革を実施する。

〔2〕教職大学院の中心的学問分野

上記のように学校現場にかかわる課題に対応できる高度な実践的問題解決能力を育成するにあたっては、学校教育についての研究学問である教育学や人間を科学する学問である心理学のこれまでの研究成果が、教職大学院における教員養成の土台となる理論や技法等を提供できるものとする。

したがって、本学教職大学院では、教育学や心理学を中心的学問分野として、学校現場における諸課題へ実践的に対応できる教員養成を行う。

〔3〕設置の背景

（1）現状

近年の我が国における学校教育においては、児童生徒の学力の低下傾向や学習意欲の低下が大きな問題になっている。特に学習意欲の低さは、他の先進国と比べて顕著であり、少子化と相まって国の存続基盤を揺るがしかねない事態であると言わねばならない。

いじめ、不登校、学級崩壊等の問題も、関係者のさまざまな努力にも関わらず、解決に向かっているとは言えないばかりでなく、通常学級に在籍する特別支援教育対象児に対する支援も、未だ模索の段階にあると言わざるを得ない状況にある。

一方、公立小学校・中学校の教員の資質については、専門知識や指導技術のみならず、人間性や体験の幅、コミュニケーション能力等の面で、不十分さを指摘する声が強くなっている。加えて、目前に迫っているベテラン教員の大量退職後の教育については、中堅及び若手教員の力量が充分育っていないことによる学校の教育力の低下も懸念されている。

また、高学歴の保護者の増加、家庭教育に問題のある保護者の増加など、児童生徒の家庭環境も変化しているが、この結果、学校や教師に対する保護者の目及び要求も様変わりし、教員は多様な保護者への対応に苦慮しているのが現実である。

以上のことより、学校教育に関わる課題に対応できる力量のある教員の育成が従前に増して強く求められていると考えた。

（2）教職大学院を設置する理由

大学院教育学研究科が果たした役割と問題点

平成2年4月の教育学研究科設置以来、群馬県教育委員会から受験資格を与えられ入学する13名の現職教員と本学及び他大学の教育学部あるいは一般学部を卒業して入学する者（ストレート・マスター）とで、定員39名を充足してきた。教科教育専攻の学生についても学校教育に関する科目（教育学、教育心理学、障害児教育学）を4単位選択必修にし、自分の専門科目や研究テーマだけに留まらないよう学修指導を行ってきた。

現職教員についてしてみると、学校教育に関するテーマで実践的な修士論文を書き現場に戻ってから力を発揮している教員も少なくないが、教科内容に関する特定のテーマについて深く研究し、研究資料の収集方法や資料の分析力、洞察力の向上は図れたものの、教育実践への直接的な成果が見えにくかった教員も少なくなかった。現職教員に受験資格を与えている県教委の責任者からは、「大学院に行っても現場で役に立つような成果が見られない教員が多かった」という厳しい評価が与えられている。

その一方、ストレート・マスターについても教員に求められる教科の専門性及び実践的指導力の育成という点で、上記と同様に、必ずしも十分ではなかった。教員就職が厳しくなるにつれ、4年次の採用試験不合格者が大学院に進学する傾向も一部に見られるようになってきた。なお、少数ではあるが、修了後に他大学の博士課程に進学し、研究者の道を歩んでいる者もいる。

これらを総合すると、これまでの教育学研究科は、研究者養成機能を併せ持つ現行の大学院制度の枠組みの中で、学校教育や教科内容に関する専門性の向上には一定の成果

を挙げてきたものの、反面、学校現場に求められる高度な専門性と実践的指導力を兼ね備えた高度専門職としての教員の養成という点では十分でなかったと言わざるを得ない。その主な理由の一つには、大学院の担当教員がそれぞれの専門とする学問分野から講義、演習、特別研究を行ってきたこと、つまり、各々の学問分野から学校現場の特定の、あるいは一部の問題を取り上げて院生の教育研究活動にかかわってきたことがある。また、大学院教育でどのような資質を育成しようとしているのかが必ずしも明確でなかったことや、カリキュラムの体系性についての検討や、現実にカリキュラムがどのように機能しているかの評価がほとんどなされてこなかったこと等の問題点を挙げるができる。

教職大学院を必要とする理由

学校を巡る様々な問題の解決に取り組める力のある教員を養成するためには、学校現場の問題について理論面と実践面の深い融合的な理解をもとにして具体的に課題を整理して、その解決策を導き出し、自ら実践に取り組み、解決に至る教職リーダーとしての資質が身に付くような、これまでにない養成の仕組みが必要である。そのためには、学校教育専攻のカリキュラムの単なる見直しではなく、a.学校現場の問題解決に資するような内容と構造をもった抜本的に新しいカリキュラムを構築すること、b.大学内での日々の講義・演習において、現場の課題について理論と実践を往還的・融合的に学ぶこと(実務家教員と研究者教員の協同授業による学び方の変革)、c.大学と学校現場を実際に往還するなかで実践的な課題解決能力を培うこと(学校における実習、課題研究)が不可欠である。

これは正に、実践面を重視した高度専門職業人を養成する教職大学院制度の趣旨に適うものであり、これを実現するためには既存の修士課程では対応できない。修士課程は、制度上研究者養成の側面を持ち、授業は講義・演習が主体で、担当教員による研究指導と論文作成（又は研究成果）が義務付けられており、専門職業人たる教職リーダーを養成することには必ずしも適しているとは言えない。

また、教員組織についても、既存の体制では対応できない。新たな選考基準を定め、実務家教員を配置し、教育研究組織を整備することが不可欠である。

特筆すべきは、新たな大学院制度、新たなカリキュラム、新たな学位すなわち教職修士(専門職)の取得により、修了生の高度専門職業人としてのアイデンティティの確立に大きな効果があり、また、群馬県教育委員会をはじめとして社会の強い期待に応えることに意義があることである。

〔４〕学部における教員養成の改革と教育学研究科の改組

（１）学部の改革

教員養成学部として、本学部は群馬県教育委員会と連携して教員養成カリキュラムを検討し、平成17年度、18年度の2段階で新カリキュラムの実施に至った。すなわち、平成17年度には、小学校・中学校の教科内容についての専門性向上を図るため、履修基準を大

幅に引き上げた。平成 18 年度には、いわゆる往還型のカリキュラムを導入した。この新カリキュラムにより、学生は 1 年次から 4 年次にかけて段階的に学部・現場を往還することとなり、教員としての使命感の体得と実践的指導力及び専門的知識技術の向上を実現しやすくした。

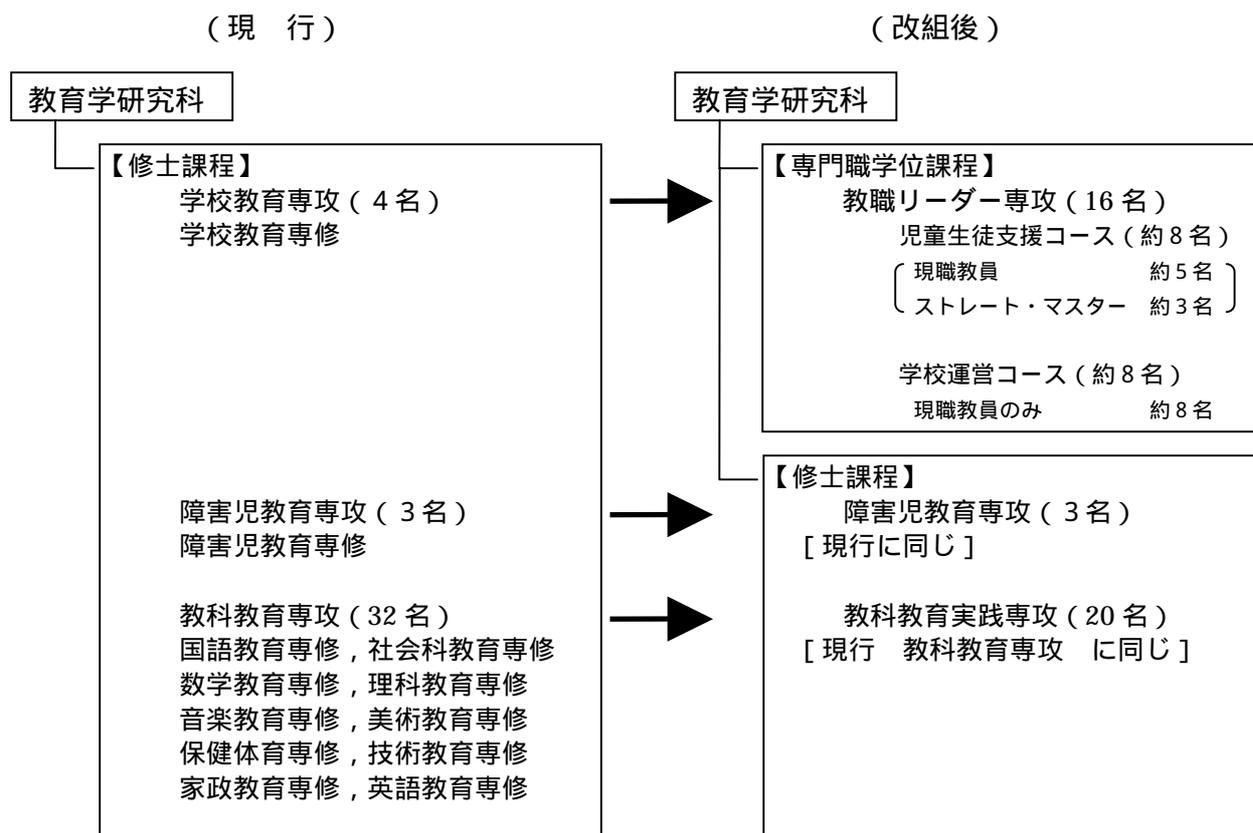
具体的には、1 年次の教育現場体験学習（事前事後学習を含めて 30 時間以上）は、50 校以上の公立小中学校で平成 18 年 9 月に実施され、教員の仕事の多面性を学ぶ点で大きな成果を挙げた。また、各受け入れ校には学部教員が出向いて体験の様子を視察するとともに、現場教員の生の声を聴くこともできた。2 年次から 3 年次前期にかけては、附属学校や実習協力校での観察実習を繰り返しつつ、教育実習（本実習）に向けての事前学習が展開される。本実習は、3 年次後期に 2 回（附属学校で 5 週間、公立学校で 3 週間）実施される。この期間に 3 年生対象の通常の授業は開講しないことで、いわゆる二重履修問題は完全に解消することができた。そのために、平成 18 年度から新時間割を前倒しして実施した。また、教育実習後にさらに実践力を高めるため、4 年次の教育実践インターンシップを単位化した。平成 18 年度は、前期 47 名、後期 32 名が履修し、今年度前期は 44 名が履修している。

このように、学部段階での教育改革は確実に進展しており、さらに、教員として必要な資質能力の形成と確認のための「教職実践演習」の新設などにより、教員養成機能の一層の充実を図っていく。

（２） 教育学研究科の改組

今回の教育学研究科の改組は、これらの学部改革の延長上に位置づくものである。社会の要請と現状の大学院教育の見直しを踏まえた上で、実践的指導力の育成に特化した教職リーダー専攻（教職大学院）を設置することで、教員養成改革を行うものである。

従来の大学院教育学研究科修士課程は、学校教育専攻、障害児教育専攻及び教科教育専攻であったが、これを専門職学位課程の教職リーダー専攻（教職大学院）並びに修士課程の障害児教育専攻及び教科教育実践専攻に改める。組織図を以下に示す。



() は学生定員を示す。

図 【改組前・改組後の組織図】

教職リーダー専攻 (教職大学院)

学校現場の諸課題に的確に対応できる高度専門職業人としての教員養成を明確に意識した理論・実践融合型カリキュラム、教員組織(研究者教員、実務家教員)、授業形態(研究者教員と実務家教員の協同)、長期にわたる系統的教育実習(附属学校と連携協力校における課題追究型実習)を整備し、現職教員を対象に、地域・学校において中核的・指導的役割を担う教員(教職リーダー)の養成、及び基礎的資質の上に実践的指導力を備え、教職リーダーとなり得る新人教員の養成を行う。

「児童生徒支援コース」は、小・中学校において学習面と生活面を切り離して考えることが難しいゆえ、両側面を併せ児童生徒への直接的支援に関する高度な実践的指導力の育成を目指す。具体的には、現職教員及びストレート・マスターを対象に、個々の児童生徒発達特性・学習能力・学習意欲等に応じた学習支援や生活支援および学級経営を実践できる力、通常学級に在籍する外国籍の児童生徒や軽度の発達障害を持つ児童生徒を含めて、学習支援・生活支援および学級経営を実践できる力、このような資質を身に付けて多様な児童生徒に対して適切な学習支援や生活支援に取り組める教員を養成することを目的とする。

また、「学校運営コース」は、学習指導要領を踏まえ学校の実情に合った適切な教育

課程を編成できる力、リーダーとなって、研修会等を計画・立案・実行できる力、地域の教育力を活用しつつ学校運営に貢献できる力、外国籍の児童生徒や障害のある児童生徒にも適切な指導が行われるよう教員をリードできる力など、学校運営のリーダーに求められる様々な資質を身に付けて学校現場や地域における様々な課題の解決に向けてリーダーとして取り組める教員を養成することが目的である。

障害児教育専攻

平成 18 年度設置時の趣旨に沿って、特別支援学校や特別支援学級、通常学級に在籍する多様な障害児一人一人の特別な教育ニーズを的確に把握し、適切な教育計画を作成でき、教育的支援を実施できるよう、高度な専門的知識と実践的指導力を備えた教員を養成することを目的とする。

平成 19 年度から特別支援教育に移行し、教育職員免許法も改められた。それに対応して、カリキュラムの見直しと授業内容・方法の検討を行ったが、平成 20 年度に向けてさらなる改善を図る。具体的には、特別支援教育の基礎領域、実践領域、関連領域のそれぞれについて、シラバスの検討等を行う。

教科教育実践専攻

「専門性は向上するが、現場で役立つ実践力に乏しい。」との現場からの厳しい評価を踏まえ、現行の教科教育専攻を教科教育実践専攻に改め、カリキュラムを全面改正するとともに、入学定員減により少数精鋭教育へ方向転換する。

中学校はもちろんのこと、小学校においても専科制が広がりつつある現在、特定教科のエキスパートを求める学校現場の要請は強い。そこで、従来の教科教育専攻のカリキュラムと授業を改め、各教科の“授業の達人”を養成することに徹する。すなわち、当該教科の内容についての専門的知識・技術を深めるとともに、児童生徒の学習の実態に応じて、分かりやすい授業を実践できる“科エキスパート”を育成する。そのために必要なカリキュラム改革と、授業改善を実施する。

具体的には、教科教育科目については、「科教育本質論」「科カリキュラム開発論」「科教育実践論」の 3 科目を設定する（必修 6 単位）。教科内容科目については、教育現場で必要な教科の理論的裏付けや必要な技能を修得できる授業内容とする（10 単位）。新たに授業実践科目として、「科内容開発演習」「科授業総合演習」を設定する（4 単位）。ここでは、教科教育担当教員と教科専門担当教員が協同で授業を担当する。具体的には、小中学校の教科内容・授業について分析し、指導案を作成し、模擬授業と附属学校または公立学校での授業実践および授業研究を行い、当該教科の授業力の飛躍的向上を目指す。修士論文は、学校現場の教科内容や教科の指導方法に関することをテーマとする。共通科目として、各教科の授業を行う上で欠かすことができない教育学・教育心理学・特別支援教育についての最新の情報を学ぶ（4 単位）。

教職大学院に所属する実務家教員の存在は、教科教育実践専攻の教員にも影響を及ぼし、教科教育の活性化につながるが大いに期待される。

以上述べたように、学校現場を巡る様々な課題を解決できる専門性と実践的指導力を備えた教職リーダーを育成するために、専門職学位課程教職リーダー専攻を設置する。教育に当たっては、課題の整理・分析を行う力、課題解決の方策を考える力、解決に向けて実践し、省察を加えつつ課題解決を実現する力を育成できるよう、研究者教員と実務家教員が協同で授業を行うことを基本とし、理論・実践融合型のカリキュラムを創造的に展開するものである。

(b) どのような教員を養成するのか

本学教職大学院では、学校教育にかかわる様々な課題に応える高度な実践的問題解決能力を持った教員を養成する。また、様々な幅広い分野における学校教育現場での課題に対応できることはもちろんのこと、より専門性を持った教員の養成が必要であると考え、児童生徒への直接的支援に力点を置いたコースと学校運営に力点を置いたコースの二つを設ける。

各コースのめざす教員養成像は、以下の通りである。

〔1〕児童生徒支援コース

本コースの目的は、現代の学校教育において課題となっている学力低下やいじめや不登校などの児童・生徒の学習や生活面での直接的支援に関しての高度な実践力を身につけることである。本コースでは、経験的な実践知に加え、児童・生徒の学習や生活面に関して、心理学の諸理論及び関連分野の知見からの科学的、分析的な深い理解に基づいて、指導方法を立案し、実践できる教員の養成をめざす。なお、ストレート・マスターは、本コースに限定する。

本コースには、現職教員の一部（約5名）とストレート・マスター（約3名）を受け入れる。現職教員学生については、学校や地域で直接、児童生徒に関わる学習指導や生活指導面でのリーダーとなる教員を養成する。中堅教員の中でも比較的若手の教員を想定する（将来の指導主事などになり得る者）。ストレート・マスターについては、学部段階で教員としての基礎的な資質能力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成する。それ故、入学条件として、教員としての基礎的知識を修得し、明確な教員志望と問題意識を持っていることが必要となる。

〔2〕学校運営コース

本コースの目的は、現代の学校運営において課題となっている地域連携の在り方や学校の危機管理に対する対応、さらには学校全体における教育課程の編成や校内研修の企画などの学校運営に関しての高度な実践力を身につけることである。本コースでは、経験的な実践知

に加え、学校運営全体に関して、教育学の諸理論及び関連分野の知見に基づいた幅広い視野と学校の社会的機能に関する深い理解のもとに、学校運営の実践的指導力のある教員の養成をめざす。

本コースには、現職教員約8名を受け入れる。将来、管理職に就く可能性が大きい中堅教員を想定する。

群馬県教育委員会が受験資格を与える現職教員は中堅教員であり、学校でリーダーとして力を発揮することが期待される教員である。その中には、児童生徒指導のリーダーを期待される教員と、学校運営面でのリーダーを期待される教員とがいて考えられる。これらの教員は、教職リーダー専攻を修了した後、学校内及び地域において教職リーダーとして教育力の向上に貢献することが期待される。

ストレート・マスターは、即戦力としての専門性と実践的指導力を身に付けることが期待され、授業力と生活指導力の育成が主眼となる。彼らは、教員として採用された後、経験を積む中でリーダーとしての素質を開花させることが期待される。

イ 研究科、専攻等の概要と名称

〔1〕教職リーダー専攻の骨格

研究科名	専攻名	修業年限	入学定員	収容定員	学位又は称号
教育学研究科	教職リーダー専攻	2年	16人	32人	教職修士 (専門職)

〔2〕専攻の名称

(1) 専攻の名称及びその理由

名称：群馬大学大学院教育学研究科

専門職学位課程教職リーダー専攻 (Professional Degree Course, Program for Leadership in Education)

児童生徒支援コース (Support for Childhood Education and School Life)

学校運営コース (School Administration)

理由：学校教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えて、学校内のみならず、地域内の学校でリーダー的存在となり活躍できる人材を養成することを目的とするために、「教職リーダー専攻」という名称を付けた。また、児童生徒を直接支援する力量を育成するためのコースという意味で「児童生徒支援コース」という名称を、学校運営に関わる力量を育成するコースという意味で「学校運営コース」という名称を付けた。

(2) 学位の名称及びその理由

名称：教職修士（専門職）

理由：教職大学院の専門職学位課程を修了した者に与えられる学位である。

ウ 教育課程の編成の考え方及び特色

〔1〕教育課程の編成

(1) 教育課程編成の考え方

本学教職大学院では、学校教育にかかわる課題に対応できる高度な実践的問題解決能力を持った教員の育成を目指す。学校教育にかかわる諸課題の解決には、単なる実践の積み重ねによる経験的な実践知だけでは十分な対応が難しい。これからの教員には、学校現場のおかれている状況や児童・生徒の現状などを的確に分析・把握し、その理解のもとに対応策を構築し、他者との協同のもと実践し、評価・再考察できる資質能力が必要であると考える。この考えに基づき、教育課程を編成する。

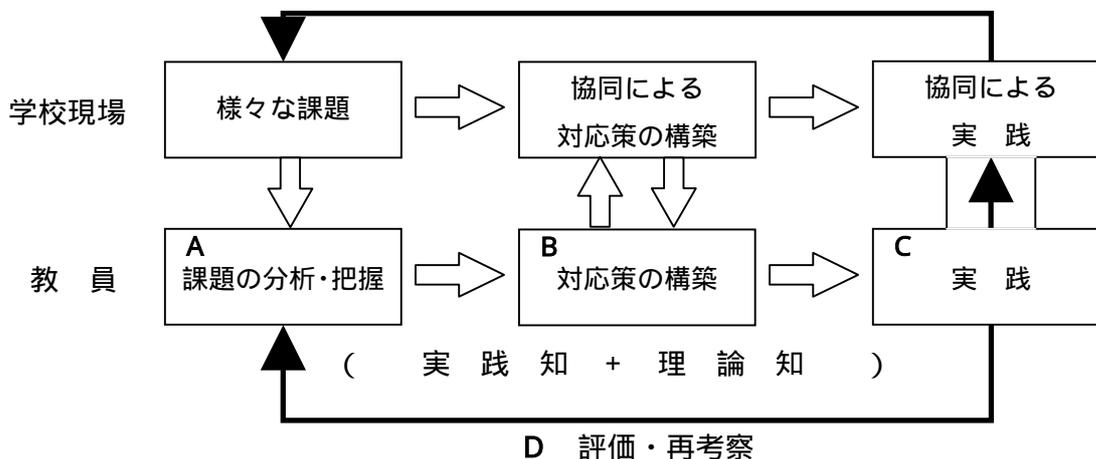


図 【現場の課題に応える高度な実践的問題解決能力の養成】

学校現場の諸課題に対応できる力には、図に示すような4つの力量が必要となる。

A：課題を分析・把握する力

課題に対応するためには、第一に何が課題であり、その課題の原因は何かを的確に把握できなければならない。また、現時点での課題だけでなく、今後予想される課題の洞察力も必要となる。そのためには、経験の積み重ねによる実践知の理論化と、現状を俯瞰的視点、社会的視点、学問的視点から捉え、さらに、現状を客観的・分析的に捉える力が必要となる。

B：対応策を構築する力

的確な課題の把握に基づき、解決に向けての対応策を構築できる力が必要となる。課題の複雑化・多様化に伴い、対応策も経験的な対応策だけでなく、新たな対応策の創造が要求される。

そのためには、現場に足場を置きながら、個人の経験を超えた学際的な視野からの考察が必要となる。また、学校現場での実践は、個人ではなく、他者との協同のもと展開されていくゆえ、他者とのコミュニケーションを通しての対応策が構築できる力が必要となる。

C：実践する力

対応策に基づき、それを有機的なものとなるよう実践する力が必要となる。授業実践や生活指導においては、一人ひとりの子どもの特性を把握するとともに、子どもとの相互作用においては、瞬時に子どもの心の動きに臨機応変に対応できる力が必要である。また、学校運営においては、教員同士の関係や保護者・地域の人々とのコミュニケーション力も必要となる。

D：実践を評価し、再考察する力

より有効な実践を生み出すためには、実践を評価し、再考察し、さらなる課題を発見する力が必要となる。そのためには、自己評価だけでなく、第三者的視点を取り入れた客観的評価の方法を修得し、実施できる力が必要となる。また、他者とのコミュニケーションを通しての再考察ができる力も必要である。

(2) 教育課程編成の特色

本学教職大学院では、教育学や心理学等の諸学および関連分野の諸理論や研究技法と教育実践とを有機的に融合させることにより、上記のA～Dの力量を養成できるよう教育課程を体系的に編成した。

上記A～Dの力量を養成するため、教育課程の編成及び授業方法は、以下の6点の特色を持つ。

研究者教員と実務家教員の協同による授業

大学と現場との往還による課題研究型の授業・実習

独自共通領域「多文化共生教育の領域」の設定

これは、群馬県の東毛地区をはじめとして県内外に外国籍の児童生徒が通う公立学校が増えており、教員の資質として多文化共生マインドを兼ね備えた教育実践を展開することが喫緊の課題になっているからである。

フィールドワーク、ロールプレイ、事例研究、アクションリサーチなど実践的方法論を取り入れた授業

現職教員学生とストレート・マスターとの相乗効果を図る授業内容

実践的専門性をさらに高めるための児童生徒支援コースと学校運営コースの2コースの設定

(3) コース別選択科目設定の考え方

スクール・リーダーとしては、学校現場全般における課題への対応力と学生個人の課題への対応力の両側面が必要であると考え。そこで、学校現場における諸課題への対応

と、 学生各自の個別的課題への対応という2方向から A～D の力の育成を図る。

学校現場における諸課題への対応における教育課程の編成

1年次前期において、学校教育全般を扱う共通科目の授業において、学校教育全般における諸課題に対応できる力量を育成する。各授業において、A～D の全てのプロセスを含む授業とするが、共通科目では、主に、A：課題を分析・把握する力、および、B：対応策を構築する力の育成に力点を置く。また、特に、A:課題の分析・把握、および、B：対応策の構築は、様々な視点からの考察が必要であり、実務経験の異なる現職教員学生とストレート・マスターとの視点の相違から生み出される議論は、双方にとって有益なものとなると考えられ、両学生の相互作用による有機的な効果をねらいとする授業を組み立てる。

1年次前期の共通科目の授業を土台にし、1年次後期では、コース別の授業において、学校現場での課題のより専門的分野における A～D の力量のアップを図る。特に、コース別授業においては、B：対応策を構築する力、および、C：実践する力の育成に力点を置く。学校現場での課題分野を絞ることにより、より専門的で高度な実践力を身につけることをねらいとする。また、コース別科目のほとんどの授業の中で取り入れられている実践・事例検討の場を通して、D：実践を評価し、再考察する力の修得を図る。

さらに、2年次においてコース別に設定している「教育実践のリフレクション」及び「学校経営のリフレクション」の授業では、学生各自が自己の実践記録を持ち寄り検討会を設けることにより、AからCまでの力の修得の再確認と、D：実践を評価し、再構築する力の修得に力点を置く（集中講義の形で設定）本授業では、学生自身が自己の実践を他者に説明することにより、実践の省察がなされる。さらに、他者からのコメントによりディスカッションがなされ、まさに、実践を評価し、再構築する力が修得できるものとする。

なお、D：実践を評価し、再考察する力の修得の評価は、各授業において授業担当教員（研究者教員及び実務家教員）が、他者の実践に対する検討の場における学生の説明の論理性や説得性などにより行う。また、学生自身の実践の検討の場では、自己の実践をどの程度客観的に分析し、評価し、それを他者にわかるように説明できるかにより評価する。さらに、自己の実践に対する他者の意見を受け、さらなる実践的対応策をいかに具体的に提案できるかによっても評価できると考える。

学生各自の個別的課題への対応における教育課程の編成

幅広い課題解決だけでなく、個別課題を設定し、より専門的で高度な課題対応力を育成する。1年次～2年次全ての学期において設定されている授業科目「課題研究」と「課題研究実習」を連動させながら、個々の学生のペースにあわせて、A～D までの力を育成する。最終的に、課題研究では、研究実践報告書の作成および発表を通して、総合的に現場の課題に応える力量が培われているかを評価する。

また、2年次の課題解決実習では、自らの個別課題に関する実践をたたき台に公開の

実践検討会を設け、A～Cまでの力の定着と、D：実践を評価し、再考察する力の一層の修得を図る。課題解決実習において、授業実践と実践検討会が数回設けられ、学生自身の実践の評価と再考察、さらには、その省察に基づく次への実践といったサイクルを繰り返すことになる。それゆえ、その変化の程度により、D：実践を評価し、再考察する力の修得の評価が時間的経過の中で可能となる。

なお、学校現場における諸課題への対応における授業と 個別的課題への対応における授業は、遊離しているものではなく、相互に関連がもてるようにする。それにより、相乗的に A～D の力量が高まり、幅と深さを持った現場の課題に応える高度な実践的問題解決能力の育成をできるようにする。

〔2〕理論と実践の融合を可能とする方策

本学教職大学院では、以下の2つの方策をとる。

研究者教員と実務家教員の協同授業

研究者教員と実務家教員がほとんどの授業を協同で実施し、学生が学校現場の実情と理論的知識の両面から学修できるようにする。

研究者教員と実務家教員による協同授業は、オムニバス形式で一つの授業15回分の内のある回を分担し合うのではなく、15回全ての授業に両教員が同席し、互いに専門性を生かしながら、理論と実践の融合がなされるよう授業を展開する。

具体的には、以下のように授業を展開する。

例えば、児童生徒指導等の学校現場における諸課題について、実務家教員が実際の学校現場での課題をあげた後、研究者教員がその課題に関連した学問的知見や内外の最新情報など理論について解説する。その上で、研究者教員、実務家教員、さらに学生がともにディスカッション等を通して、理論的知見をも取り入れながら、学校現場での課題の分析・把握、対応策などについて考察していく。また、多くの授業で、実践・事例の検討、さらには、実際の指導計画等の作成などが盛り込まれている。その際には、研究者教員が学問的知見から実践・事例の解説や指導計画等の方法論について解説し、実務家教員が高度で豊富な実務経験から解説、および、指導計画等の具体的な作成方法を説明する。

このように、それぞれの授業で扱う学校現場での課題に対して、研究者教員と実務家教員が同一の場で、それぞれの専門的知見・立場から講義し、理論と実践の融合がなされるよう授業を展開していく。

なお、各授業での具体的な主な担当領域について、授業科目の概要に記した。

授業における学校現場の活用

各授業において、必要に応じて授業参観や授業実践の試行、及び、授業検討会の開催、

さらに、児童生徒理解のための観察や調査を行う。

〔3〕授業科目

開設授業科目は、以下の表の通りである。

表 【開設授業科目一覧】

〔共通科目〕

領 域	授 業 科 目	履修	単位数	
		年次	必修	選択
教育課程の編成及び実施	教育課程編成の課題と実践	1	2	
	カリキュラム開発の課題と実践	1	2	
教科等の実践的な指導方法	学習支援の課題と実践	1	2	
	教育評価の課題と実践	1	2	
生徒指導及び教育相談	児童・生徒理解の課題と実践	1	2	
	児童・生徒指導の課題と実践	1	2	
	教育相談の課題と実践	1	2	
学級経営及び学校経営	特別活動指導の課題と実践	1	2	
	学校経営の課題と実践	1	2	
学校教育と教員の在り方	教育環境学	1・2	2	内2
	教員の倫理	1・2	2	単位 必修
多文化共生教育	多文化共生教育の課題と実践	1	2	内2
	多エスニシティ化社会の教育の課題と実践	1	2	単位 必修

〔コース別科目〕

コース 授業内容分野	授 業 科 目	履修	単位数	
		年次	必修	選択
児童・生徒支援コース ・学習支援に関する分野 ・生活支援に関する分野 ・特別支援に関する分野 ・実践研究に関する分野 ・課題研究に関する分野	学習支援の課題と実践	1・2	2	
	教育評価の課題と実践	1・2	2	
	授業分析実践	1・2	2	
	児童・生徒理解の課題と実践	1・2	2	
	児童・生徒指導の課題と実践	1・2	2	
	教育相談の課題と実践	1・2	2	
	教育相談実習	1・2	1	
	特別活動指導の課題と実践	1・2	2	
	心理・発達アセスメント実習	1・2	1	
	児童・生徒指導のためのロールプレイの技法と実習	1・2	1	
	外国籍児童特別支援教育の課題と実践	1・2	2	
	発達障害児特別支援教育の課題と実践	1・2	2	
教育実践のリフレクション（集中）	2	1		
児童生徒支援課題研究	1～2	1×4		

学校運営コース			
・教育課程編成に関する分野	カリキュラム開発の課題と実践	1・2	2
・学校経営に関する分野	学校経営の課題と実践	1・2	2
	学校経営計画ワークショップ	1・2	1
	スクール・リーダーシップの課題と実践	1・2	2
	教師の職能発達と学校経営	1・2	2
	多文化共生教育の理論と実践フィールドワーク	1・2	1
・学校評価に関する分野	学校評価の課題と実践	1・2	2
・コンフリクト・マネジメントに関する分野	学校危機管理体制構築の課題と実践	1・2	2
・教育行政に関する分野	地方教育行政の課題と実践	1・2	2
・実践研究に関する分野	学校経営のリフレクション(集中)	2	1
・課題研究に関する分野	学校運営課題研究	1～2	1×4

[学校における実習科目]

	授 業 科 目	履修 年次	単位数	
			必修	選択
課題研究実習	課題発見実習	1	1	
	課題発見実習	1	4	
	課題解決実習	2	5	
合計			10	

(1) 共通科目

「教育課程の編成及び実施に関する領域」

カリキュラム開発についての理論と実際を学修する「教育課程編成の課題と実践」「カリキュラム開発の課題と実践」を開講する。

「教科等の実践的な指導方法に関する領域」

学力の根底にある認知機能についての理解を深め、学習支援の具体的な方法について学修する「学習支援の課題と実践」を開講する。また、教育効果を的確に評価する方法について理論と実践を学修する「教育評価の課題と実践」を開講する。

「生徒指導及び教育相談に関する領域」

児童・生徒の発達の特性と現代の子どもの特徴について、多面的かつ実践的に理解を深める「児童・生徒理解の課題と実践」「児童・生徒指導の課題と実践」を開講する。また、教育相談について理論と実践について学修する「教育相談の課題と実践」を開講する。

「学級経営及び学校経営に関する領域」

学級活動とホームルーム指導について学修する「特別活動指導の課題と実践」及び、管理職に求められる学校経営の諸能力について実践的に学修する「学校経営の課題と実践」を開講する。

「学校教育と教員の在り方に関する領域」

地域社会内・学校内・教室内の各水準において、教員及び学校の教育実践をとりまく環境とその特徴について理解を深めながら様々な教育行為の在り方等について学修する「教育環境学」を開講する。また、教員と児童生徒との教育的関係、教員と保護者等との関係、現代社会における学校の役割、教員の社会的役割、教員の社会的・職業的倫理

等について理論的・実践的に学修する「教員の倫理」を開講する。

「多文化共生教育に関する領域」

外国籍の児童生徒がいる小中学校での教育について実践的に学修する「多文化共生教育の課題と実践」「多エスニシティ化社会の教育の課題と実践」を開講する。

これらの共通科目のほとんどは、実務家教員と研究者教員が協同で授業を実施して、理論と実践を往還しながらより深い実践的な学修を目指すものである。単位は、「教育課程の編成及び実施に関する領域」、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」及び「学級経営及び学校経営に関する領域」からそれぞれ4単位、「生徒指導及び教育相談に関する領域」から6単位、「学校教育と教員の在り方に関する領域」及び「多文化共生教育に関する領域」から各2単位、合わせて22単位を最低単位とする。現職教員は2年次には勤務校に勤務しながら学修することが予想されるので、共通科目のほとんどは1年次の科目として開講する。

(2) コース別科目

コース別科目は、共通科目の各領域で設定されている授業を土台として、より専門的、体系的に学修できるよう授業科目を設定した。また、授業科目を単に並べるのではなく、共通科目の6領域を土台としながら、各コースのねらいを達成するためにはどのような観点から授業を設定したら良いかを考え、各コース内に分野を設け、授業科目の体系化を図った。

以下、共通科目の6領域と関連づけながら、コースごとに説明する

児童生徒支援コース

児童・生徒の学習面と生活面の支援について理論面と実践面から学修し、児童・生徒支援に直接関わる実践的指導力のある教員（児童生徒支援リーダー）としての資質が身につくようにする。学習支援に関して、共通科目「教科等の実践的な指導方法に関する領域」に関連した分野として、「学習支援に関する分野」を設定し、「学習支援の課題と実践」「教育評価の課題と実践」「授業分析実践」を開講する。

生活支援に関しては、共通科目「生徒指導及び教育相談に関する領域」に関連して、「生活支援に関する分野」を設定し、「児童・生徒理解の課題と実践」「児童・生徒指導の課題と実践」「教育相談の課題と実践」「教育相談実習」「心理・発達アセスメント実習」「児童・生徒指導のためのロールプレイの技法と実習」を開講する。また、共通科目「学級経営及び学校経営に関する領域」における学級経営に関する領域部分は、直接児童生徒と接しながらの生活支援に関連するものと捉え、「生活支援に関する分野」に位置づけ、「特別活動指導の課題と実践」を開講する。

さらに、特別な支援を必要とする児童・生徒に関する学修が必要であると考え、「特別支援に関する分野」を設定し、「発達障害児特別支援教育の課題と実践」を開講する。また、本学独自の共通科目「多文化共生教育に関する領域」に関連して、外国籍児童・生徒も特別な支援を必要とする児童・生徒であると考え、この分野に「外国籍児童特別

支援教育の課題と実践」として開講する。

また、共通科目「教科等の実践的な指導方法に関する領域」、「生徒指導及び教育相談に関する領域」、「学級経営及び学校経営に関する領域」の学級経営に関する部分及び「多文化共生教育に関する領域」の4領域に関連して、実践面をより重視した「実践研究に関する分野」を設定し、「教育実践のリフレクション」を2年次に開講する。

学校運営コース

学校運営について理論面と実践面から学修し、学校運営の実践的指導力のある教員(学校運営リーダー)としての資質が身につくようにする。

共通科目「教育課程の編成及び実施に関する領域」に関して、「教育課程編成に関する分野」を設定し、「カリキュラム開発の課題と実践」を開講する。

共通科目「学級経営及び学校経営に関する領域」における学校経営に関する部分については「学校経営に関する分野」並びにより細分化した「学校評価に関する分野」、「コンフリクト・マネジメントに関する分野」及び「教育行政に関する分野」を設定した。「学校経営に関する分野」では、「学校経営の課題と実践」「学校経営計画ワークショップ」「スクール・リーダーシップの課題と実践」「教師の職能発達と学校経営」を開講する。「学校評価に関する分野」では、「学校評価の課題と実践」を、「コンフリクト・マネジメントに関する分野」では「学校危機管理体制構築の課題と実践」を、「教育行政に関する分野」では「地方教育行政の課題と実践」を開講する。

また、本学独自の共通科目「多文化共生教育に関する領域」に関連して、「学校経営の分野」の中に、「多文化共生教育の理論と実践フィールドワーク」を開講する。

さらに、共通科目「教育課程の編成及び実施に関する領域」、「学級経営及び学校経営に関する領域」の学校経営に関する部分及び「多文化共生教育に関する領域」の3領域に関連して、実践面をより重視した「実践研究に関する分野」を設定し、「学校経営のリフレクション」を2年次に開講する。

なお、共通科目「学校教育と教員の在り方に関する領域」に関連した授業は特に開設しないが、この事柄は、全ての教育実践において常に考えておくべきものであり、各授業で折に触れ取り上げていく。

いずれのコースにおいても、授業科目の大半は実務家教員と研究者教員が協同で授業を実施して、理論と実践を往還しながらより深い実践的な学修を目指すものである(主として講義・演習によるものは2単位、実習によるものは1単位)。両コースとも10単位を自由選択とする。さらに、各コースにおいて「児童生徒支援課題研究」「学校運営課題研究」を各期1単位開講し、大学と学校を往還しつつ各自の課題についての実践的な学修を進める(各コース必修4単位)。

なお、各授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標(一般目標、到達目標)は、別紙の通りである。(資料1参照)

(3) 単位取得方法

学生の自習時間を鑑み、1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を24単位とする。それゆえ、1年間で48単位が上限となる。1科目につき2単位として考えた場合、24単位は12コマ分に相当する。週5日、1日5コマ開講とした場合、週25コマ開講となり、24単位上限の場合、13コマ分を自習に当てることができる。

共通科目から22単位、コース別科目から14単位、学校における実習において10単位、合計46単位を修了要件としての最低取得単位とする。

なお、学生の多様なニーズに応えるため、修了要件外の単位として、他コースの授業を受講することも可能とする。1学期の履修科目として登録できる上限が24単位(2年間で96単位)であり、修了要件の最低取得単位が46単位であるので、他コースの授業を受講できる単位数の余地があり、学生個々のニーズに応えられるものとする。

(4) 実習の事前・事後に履修すべき学修内容の考え方

本実習の大きなねらいは、現場の課題に応える高度な実践的課題解決能力の定着である。

そのねらいに沿って、本教職大学院における実習は、課題研究実習として位置づけ、課題発見実習・課題発見実習・課題解決実習から構成する。さらに、全ての実習が、コース別科目の「課題研究」(児童生徒支援課題研究・学校運営課題研究)と連動してこそ理論と実践の融合が可能となり、実習のねらいが達成されると考えられる。それゆえ、「課題研究」(各期1単位、合計4単位)の履修が同時になされていることが課題研究実習履修の要件となる。

以下では、「課題研究」以外の要件等について、実習ごとに記載する。

課題発見実習は、1年前期に実施されるもので、事前に履修すべき授業科目はないが、共通科目授業を進めていく上での基礎的実習であり、共通科目の必修科目を同時期に履修していることが望ましい。また、実習事後に履修すべき授業科目は特にないが、実習経験はコース別科目の学修に生かされるものとする。

課題発見実習は、1年次前・後期(9~10月実施予定)に実施されるもので、課題発見実習及び共通科目での学修を基礎として、学校現場で観察・参加することにより、これまでの自己の実践の見直しと課題の明確化を図ることをねらいとしている。それゆえ、課題発見実習では、1年次前期の「課題発見実習」(1単位)、「課題研究」(1単位)の単位取得を実習履修要件とする。また、共通科目の必修科目のうち「カリキュラム開発の課題と実践」「学習支援の課題と実践」「教育評価の課題と実践」「児童・生徒理解の課題と実践」「児童・生徒指導の課題と実践」「教育相談の課題と実践」「特別活動指導の課題と実践」「学校経営の課題と実践」を履修していることが望ましい。実習経験はコース別授業科目の学修に生かされるものとする。

課題解決実習は、2年次(通年)に実施されるもので、課題発見実習及びの上になり立つ実習であり、学生が自らの課題解決のために対応策を考え、その実践を通して課題解決

のための実践力を確かなものにするのをねらいとしている。そのためには、課題解決のための対応策の立案のための理論的な知識と基礎的な実践力を習得していることが必要である。それゆえ、課題解決実習では、「課題発見実習」(1単位)、課題発見実習(4単位)、1年次の「課題研究」(2単位分)、共通科目の中の必修科目(9科目18単位)の単位取得を実習履修要件とする。また、実習事後あるいは同時期(集中等)に履修すべき科目は、コース別科目の実践研究に関する分野の授業科目「教育実践のリフレクション」(児童生徒支援コース)又は、「学校経営のリフレクション」(学校運営コース)である。これらの授業は、各学生が自らの実践を持ち寄り、検討を行う授業であり、実習で培われる実践力をより確かなものとする可以考虑。

エ 教員組織の編成と考え方

教員組織を編成するに当たっては、教職リーダー専攻設置の趣旨に基づき、学校現場の諸課題の解決に積極的に取り組む教職リーダーを養成できる教員組織を作することを重視した。すなわち、児童・生徒一人ひとりの心の世界を深く理解し適切なかかわりを指導できる教員、児童・生徒の学習や生活について深く理解し、適切なかかわりを指導できる教員、現代社会における教師の役割や学校の役割について深く理解し、学校運営に活かすことを指導できる教員、教育課程の編成、実施、評価について深く理解し、カリキュラム・マネジメントを指導できる教員、学校経営について法制面を含めて深く理解し、諸課題への適切な対応を指導できる教員、外国籍の児童・生徒が在籍する学校の実状を深く理解し、適切なかかわりを指導できる教員を配置することを考えた。

教職リーダー専攻において、これまでになく手厚い大学院教育を実現するために、学生定員16名に対して、研究者教員7名(専任の教授5名、准教授2名)と実務家教員5名(専任の教授2名、非常勤の准教授3名)合計12名を配置する。この配置により、共通科目6領域の授業科目及びコース別科目の大学における授業のほとんどを研究者教員と実務家教員の協同で行い、理論と実践の融合を図ることと、学校における実習と課題研究において研究者教員と実務家教員が協同で学生の指導に当たることが可能になる(チーム・ティーチングの原則)。

〔1〕研究者教員

教職リーダー講座に所属する「学校経営学」「発達心理学」「認知心理学」「社会心理学」「教育方法学」担当の教授5名及び「教育方法学」「教育心理学」担当の准教授2名を中心として、学部専任の「教育哲学」担当の教授1名及び「教育社会学」担当の准教授1名が協力する。

「学校経営学」担当の教授は、教育法規、教育制度、学校経営、危機管理等に関する研究業績と大学における豊富な教育歴を有している(「学校経営の課題と実践」他を担当)。

「発達心理学」担当の教授は、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至る発達に関して研究を重ね、博士(教育学)の学位を取得している。附属幼稚園をはじめとする教育現場で

の実践研究を推進している（「児童・生徒理解の課題と実践」他を担当）。

「認知心理学」担当の教授は、教科学習等の日常的な学習の基礎にある認知機能について心理学的な研究を重ね、博士（学術）の学位を取得している（「学習支援の課題と実践」他を担当）。

「社会心理学」担当の教授は、教育実習生の心理的ストレスとその緩和を目指したソーシャル・サポートの在り方をはじめとして、学校教育を巡る人間関係等についての社会心理学的研究で業績を有している。文学修士の学位を取得している（「児童・生徒指導の課題と実践」他を担当）。

「教育方法学」担当の教授は、教育方法の歴史研究、授業分析、種々の外国籍児童・生徒を含むクラスでの授業方法等について研究業績を有している。修士（教育学）の学位を取得している（「多エスニシティ化社会の教育の課題と実践」他を担当）。

「教育方法学」担当の准教授は、児童・生徒の概念形成と授業、授業改革、教育課程編成、学力等について研究業績を有している。教育学修士の学位を取得している（「カリキュラム開発の課題と実践」他を担当）。

「教育心理学」担当の准教授は、児童・生徒の性格特性を表現する言葉についての心理学的研究と、学級経営についての心理学的研究の業績を有している。修士（教育学）の学位を取得している（「教育評価の課題と実践」他を担当）。

以上のように、教職リーダー講座の専任教員7名は、いずれも担当する授業科目に関する十分な研究業績を有し、大学での教育歴も豊富である。

〔2〕実務家教員

教職リーダー講座の専任2名については、「学校経営」及び「学校教育相談」を担当する実務家教員教授を配置する。非常勤の実務家3名については、「学習指導」「学校運営」「多文化共生教育」を担当するものとし、いずれも群馬県教育委員会との連携のもとに配置する。

「学校経営」担当の教授は、公立小学校、附属小学校で教員を務めた後、県及び市の教育行政に携わり、公立小学校長、附属小学校副校長を経て県の教育行政の要職（教育事務所管理主監、県教委学校指導課指導主監、学校人事課長、教育次長）を務めた。学校経営、教育課程、教師の職能開発、地方教育行政、教員研修に関する実務経験には顕著なものがある（「学校経営の課題と実践」他を担当）。

「学校教育相談」担当の教授は、公立小学校で教員を務めた後、県総合教育センターや市の教育研究所で教育相談及び研修業務に従事し、その間群馬大学教育学部附属学校教育臨床総合センターの客員教授（教育臨床心理分野）を3年間兼務した。児童・生徒理解、生徒指導、教育相談、教員研修、学生指導に関する実務経験には顕著なものがある（「児童・生徒指導の課題と実践」他を担当）。

「学習指導」担当の准教授（非常勤）は、公立小学校、公立中学校、附属中学校の教員・教頭・校長及び文化財保護関係の業務に携わった。校内での学習指導関係の実践研究を数多

く主導してきている（「学習支援の課題と実践」他を担当）。

「学校運営」担当の准教授（非常勤）は、附属小学校、公立中学校の教員を務めた後、県及び市の教育行政に携わり、公立中学校長を務めている。教員研修、教育行政、学校の管理運営に優れた実務業績を挙げている（「教育課程編成の課題と実践」他を担当）。

「多文化共生教育」担当の准教授（非常勤）は、公立小学校の教員と教頭を務めた後、市及び県の教育行政に携わり、公立小学校長を務めている。外国籍の児童が多数在籍する小学校で日本語教育をはじめとする多文化共生教育に関する実践研究を主導する等、新しい小学校教育の在り方を追求している優れた実践家である（「多文化共生教育の理論と実践」他を担当）。

上記の実務家教員は、いずれも豊富な実務経験を有するとともに、校内の実践研究や教員研修の場において、理論的な側面からの指導も行っており、研究者教員との協同授業により、理論と実践の融合に大きく貢献できると考えられる。

なお、今後の実務家教員の継続的確保に関しては、以下のように考えている。

今回は、群馬県教育委員会との協議の中で、実務家専任教員2名とみなし専任教員3名を確保し、学部が定めた実務家選考基準および選考手続きに基づいて採用の決定・内定を行った。本学は、教員の採用については原則公募制であるが、学長の了解の下に、今回に限り上記の手順で実務家教員を確保した。

今後は、群馬県教育委員会との協議を踏まえつつ、実務家教員についても公募制の原則を適用する。また、実務家教員については、本学で導入されつつある任期制（5年任期）を適用する方向で検討を行う。

〔3〕教職リーダー講座以外の教員

附属学校教育臨床総合センターの「異文化間教育分野」「教育臨床心理分野」担当教員及び客員教員並びに障害児教育担当教員も教職リーダー専攻の授業に協力する。また、教科の担当教員も、学生のニーズに応じて対応する。さらに、「生徒指導」関係については、実務経験が豊富な非常勤講師も配置する。

〔4〕実習にかかわる教員組織

専門職学位課程運営委員会の下に置かれる教育実習部会が実習の実施に関する連絡調整に当たる。実習は教職リーダー講座の全教員が担当・実施するが、それ以外の教員も随時協力するものとする。実習の運営に当たっては、県教育委員会・市町村教育委員会との連携を基盤とする。

〔5〕カリキュラムの実施状況の評価にかかわる教員組織

専門職学位課程運営委員会が、学生及び教育委員会関係者による評価を踏まえてカリキュラムの実施状況の評価を行い、今後のカリキュラム及び授業の改善に活かすものとする。

〔 6 〕 教員年齢構成と定年規定の関係

教職リーダー専攻の専任教員で最年長の者は、平成 20 年 4 月 1 日現在で 61 歳である。本学の教員の定年は、満 65 歳であり問題はない。(資料 2 参照)

オ 教育方法、履修指導の方法及び修了要件

〔 1 〕 標準修業年限

標準修業年限は、現職教員及びストレート・マスターのいずれも 2 年間とする。

〔 2 〕 修了要件

(1) 教員免許状保有者

教員免許状を保有している者については、本専攻に 2 年以上在学して所定の単位 (46 単位以上) を修得し、かつ課題研究の成果を評価委員会 (教職リーダー専攻の教員、学外の教育関係者及び保護者代表等で構成) で発表することを修了要件とする。これにより、学修の修了を総合的・最終的に確認する。

課題研究は、本教職大学院で育成する学校教育にかかわる課題に対応できる高度な実践的問題解決能力の総合的な要素 (A : 課題を分析・把握する力、B : 対応策を構築する力、C : 実践する力、D : 実践を評価し、再考察する力) が含まれたものであり、この課題研究の成果には、学生が 2 年間で修得した総合的な実践的問題解決能力が反映される。それゆえ、この成果を学内外の教育関係者等を交えて確認することにより、本教職大学院での学修の質的保証が確保されるものとする。

(2) 現職教員

群馬県教育委員会から受験資格を与えられて入学する現職教員は、2 年目は勤務しながら実践課題研究を履修し必要な指導を受けるとともに、勤務時間外にも必要な科目を履修することができる (大学院設置基準第 14 条「特例の適用」) 。なお、現職教員学生も、本専攻に 2 年以上在学して所定の単位 (46 単位以上) を修得し、かつ課題研究の成果を評価委員会 (教職リーダー専攻の教員、学外の教育関係者及び保護者代表等で構成) で発表することを修了要件とする。これにより、学修の修了を総合的・最終的に確認する。

共通科目 (6 つの領域)	22 単位
コース別科目	10 単位
課題研究	4 単位
学校における実習	10 単位
合 計	46 単位

〔 3 〕 既修得単位の認定方法

教職リーダー専攻に入学した学生で他大学の教育学研究科で修得した単位を有する者については、教職リーダー専攻の授業科目と同等と認められる場合には、教職リーダー専攻の単

位として認定することができる。認定に当たっては、専門職学位課程運営委員会および研究科委員会の議を経るものとする。ただし、10単位を超えないものとする。

〔4〕成績評価の方法

- (1) 授業科目の履修単位は、試験（口頭又は筆答）又は研究報告により認定する。
- (2) 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。
- (3) 各科目履修の認定は、学期の終わりに行うものとする。

〔5〕指導体制

- (1) 教職リーダー講座の専任教員12名が16名の学生の指導教員を務める。なお、それ以外の学校教育担当教員と非常勤教員は、指導教員を補助するものとする。
- (2) 学生が学校教育に関する理論的な知識と学校現場での実践的知識を往還しつつ学修し、融合された専門的知識を獲得できるよう、研究者教員と実務家教員は大半の授業を協同で実施する。また、個々の学生への指導に当たっても、両者が協力して行うことを原則とする。

〔6〕授業の工夫

授業は、講義形式を極力避け、学校教育を巡る各回のテーマについて、研究者教員と実務家教員による話題提供を受けて、グループ・ディスカッションや全体でのディスカッションを行う。また、授業科目によっては、実技指導、模擬授業、ロールプレイ、ワークショップ、事例の発表とディスカッション、フィールドワーク等を実施する。さらに、児童相談所の心理相談員などの外部の実務家による話題提供も取り入れる。

〔7〕教育実習の進め方（「【2】連携協力校等との連携・実習」に記載）

〔8〕課題研究の進め方

各コースにおいて必修科目である実践課題研究（「児童生徒支援課題研究」「学校運営課題研究」）は、学生が学校現場における課題を研究テーマとして考え、取り組みの内容・方法について指導教員（実務家教員及び研究者教員）と相談し、さらに専門職学位課程運営委員会に諮り、最終的に決定する。その後、指導教員による指導を定期的に受けながら、関連資料の収集・分析と学校訪問とを繰り返し、さらに、学校における実習時に実践をし、課題解決に向けて具体的方策を研究する。

2年次の終わりに研究実践報告書をまとめ、報告会を開催し、学内外の関係者で構成される評価委員会による評価を受ける。

このようなシステムで実践課題研究を実施することにより、課題研究の水準の向上を目指す。

〔 9 〕履修モデル（資料 3 参照）

- （ 1 ） 現職教員の場合
- （ 2 ） ストレート・マスターの場合

カ 既設学部（修士課程）との関係

群馬大学は平成 19 年度現在、教育学部・社会情報学部・医学部・工学部の 4 学部と、教育学研究科・社会情報学研究科・医学系研究科・工学研究科の 4 大学院研究科及び特別支援教育特別専攻科を擁している。教育学部以外では、社会情報学部で高等学校「情報」、工学部で高等学校「理科」の教員免許状を取得できる（工学部は従来、「工業」及び「情報」の免許状しか取得できなかったが、19 年度より「理科」の課程認定を受けた）。これらの教員免許状を取得した者が本専攻に入学すれば、2 年間でさらに教員としての実践的指導力と専門性を修得することができ、教職リーダーとして公立学校で活躍できると考えられる。

教育学研究科の教科教育実践専攻は、当該教科に関わる専門的知識と実践的指導力をこれまで以上に向上させる専攻であり、平成 20 年度よりカリキュラムの改革を実施に移す。教職リーダー専攻の学生のうち特に現職教員は、自らの専門教科の指導力を向上させるため、教科教育実践専攻の授業を一部活用することが予想される。

また、平成 18 年度に設置された障害児教育専攻は、学校教育法の改正に伴いこれまでよりも幅広い障害児を対象とする特別支援教育に移行したことから、授業のさらなる充実を図る。小中学校における特別支援教育のニーズが高まっているので、教職リーダー専攻の学生が障害児教育専攻の授業を一部活用することが大いに予想される。

教職大学院の設置により、従来の学校教育講座から教職リーダー講座が独立することになる。また、教育学研究科の中に専門職学位課程運営委員会と修士課程運営委員会を設け、それぞれの運営に当たることになる。

教職リーダー専攻が設置されることに伴う教育学部の教育研究への影響については、学校教育専攻への影響と、教職関連の授業への影響が考えられる。学校教育専攻学生については、学生定員が 11 名で少ないことと、学部専任として 2 名の教員（教育哲学の教授、教育社会学の准教授）が残ること、また、学部兼任の教員 3 名がいることで、学生指導は対応できる。教職関連の授業は、従来よりも学部専任教員の負担を多少多くすることで、ほぼ従来通り分担して担当することができる。

教職リーダー専攻が設置されることに伴う教育学研究科の教育研究への影響については、教職リーダー専攻担当の専任教員は、学校教育専攻の教員の一部と附属学校教育臨床総合センター教員から組織されるので、他の専攻の教育研究には影響がない。また、教育課程の編成において、他専攻の共通科目として設定されている学校教育関連の授業科目についても、学校教育専攻の学部専任教員が授業を開講するので、特に影響はない。

教育研究の柱となる領域のつながりについての関係図（資料 4 参照）

キ 施設・設備等の整備計画

〔1〕教育研究施設の整備計画

大学院生の自習室

大学院生の自習室は、教育学部A棟5階に設けられ、26席が確保されている（見取り図参照）。

専任教員の研究室

専任教員（9名）の研究室は、教育学部A棟5階及びB棟5階に9名分（各室18㎡）設けている。また、実務家教員（みなし教員）の3名の研究室は、教育学部A棟5階に1室（18㎡）設けている。

講義室及び実験、実習室

講義室及び実験、実習室は、以下のように整備している。

講義室

・教職リーダー講座講義室	教育学部A棟5階	36席	（授業で使用）
・広域マルチメディア室	教育学部B棟1階	32席	（授業で使用）
・演習室（2室）	教育学部A棟5階	各12席	（授業で使用）
・教育学部共通教室	教育学部C棟1・2階		（授業で使用）

実験・実習室

・先端的教育方法開発室	教育学部B棟1階		（授業で使用）
・授業開発室	教育学部B棟1階		（授業で使用）
・ソーシャルスキル開発室	教育学部B棟1階		（授業で使用）
・ソーシャルスキル実験室	教育学部B棟1階		（授業で使用）
・高度ワークショップ室	教育学部B棟1階		（授業で使用）

〔2〕学修に必要な機器等の整備計画

教職リーダー専攻の学生の学修にとって必要な機器等は、以下の3つである。

・パーソナルコンピューター

教職リーダー専攻の学生が主に使用できるパーソナルコンピューターが、学生定員16名に対して8台整備されている。また、本学教育学部には、パソコン実習室があり、学生が自由に利用できるパーソナルコンピューターが20台設置されている。

・ビデオ関連機材

教職リーダー専攻の学生が主に利用できるビデオカメラは10台、編集用ビデオデッキ等も10台整備されている。また、各講義室にもビデオ機材は整備されている。

・心理検査器具等

児童・生徒理解及び児童・生徒指導関連授業において知能及び心理検査器具が必要となる。知能検査関連器具（WISC系知能検査、田中ビネー知能検査、K-A B Cなど）は合計18台整備されている。心理検査関連では、ロールシャッハ図版及びT A T図版を各10

冊保有し、その他主な心理検査関連の質問紙（Y-G、MMPI、TEGなど）は100部以上常備している。

以上のように、学修に必要なと考えられる機器等は整っていると考えるが、今後、必要に応じて、随時、追加整備していく予定である。

〔3〕 学術雑誌及び図書等の資料の整備計画

本学図書館は、蔵書数約340,000冊、雑誌約6,500種をもち、学校教育関連の主要図書を全領域にわたって整備している。また、学校教育や教職関連の主要な雑誌等も、図書館で定期購読している。なお、教職リーダー専攻の学生にとって必要であると考えられる関連学術雑誌のリストを53頁に添付する。

また、教員の研究室には、教育心理学研究、発達心理学研究、教育学研究、教育方法学研究、授業研究、発達障害研究、特殊教育学研究等の学術雑誌が定期購読されている。

以上のように現段階において既に学修に必要な学術雑誌等は整備されていると考えられるが、今後、新たな図書・雑誌等の発刊及び学生からの要望により、随時整備していく。

〔4〕 他の大学図書館等との協力

学内LANシステムが完備しており、これを利用した学術情報データベースが整備されている。また、本学図書館では、他の大学図書館等の研究機関に保管されている図書の貸借や文献のコピーを取り寄せるサービスも完備されている。

以上のように、現状において他の大学図書館等の協力体制は整っている。

〔5〕 図書閲覧等の研究機能

図書館は、平日は午前9時から夜9時まで、土日は5時まで開館しており、学生は自由に利用可能である。各教員の研究室で定期購読されている学術雑誌等を、学生は自由に利用することができる。

以上のように、図書閲覧等の研究機能は整っている。

ク 入学者選抜の概要

アドミッション・ポリシー

現職教員については、教員としての使命を明確に持っており、数年以上の教職経験を有していること、その上で授業実践や生徒指導に意欲的に取り組んでおり、勤務校において近々リーダー的な役割を担うことが期待されているか、または、すでにリーダー的な役割を一部担っており、将来管理職として力を発揮することが期待されていること。

ストレート・マスターについては、人間性が豊かで、教員志望が明確であること、教職に求められる専門的な知識・技術の基礎・基本を修得していること。

なお、教職リーダー専攻設置当初は、現職教員と教員免許状取得（見込み）者を対象とする。したがって、本専攻における「社会人」は、現職教員及び現職教員ではないが教員免許状を取得している者のことである。

〔 1 〕 入学定員

1 学年の入学定員は 16 人とし、児童生徒支援コース約 8 名、学校運営コース約 8 名とする。

〔 2 〕 入学者選抜方法

現職教員については、学力検査、面接、教職歴及び教育実践に関わる研究報告により総合して判定する。

教職に就いておらず教員免許状を有する（又は見込みのある）者については、学力検査、面接、学業成績により総合して判定する。

〔 3 〕 学生確保の見通し

群馬県教育委員会から受験資格を与えられて入学する現職教員 13 名の大半は、教職大学院に入ると予想される。県教委もその意向を示している。また、これまで県外の大学院に派遣している現職教員についても、平成 20 年度以降は地元の教職大学院への派遣に切り替える用意があるとのことである。したがって、定員 16 名のうち大半は群馬県の現職教員で埋められることになる。

ストレート・マスターについては、過去 9 年間の学校教育専攻への志願者が年平均 9.9 人おり、安定した数が見込まれる。

以上により、現職教員等とストレート・マスターによって定員 16 名は充足できる数として設定した。

なお、今後、現職教員派遣のみならず、自発的に入学し、学修を行う現職教員が増えるよう以下の取組みを行っていく。

一つは、群馬県教育委員会という組織レベルではなく、直接、現職教員に対して説明会を開催したり、大学のホームページで説明したりして、一人一人の教員に本教職大学院の広報を徹底するとともに、休業制度を利用して教職大学院で学修できることについて周知を図り、自発的な入学を促す。

さらに、他県への働きかけを強める。従来も、埼玉県北部地域、栃木県南部地域の学校から、現職教員が群馬大学教育学部に内地留学（1 年間の長期研修）している例が複数ある。さらに、埼玉県や長野県中央部の学校に勤務しながら本学の大学院に通っている現職教員もいる（県からの派遣ではない）。このように、群馬県教育委員会からの派遣だけでなく、県外からも現職教員が本学で研修をしていることから、今後は、隣接県の現職教員が積極的に本学の教職大学院を活用するよう、各県の教育委員会に働きかけを行うとともに、直接、現職教員に対する説明会などを開催したり、大学のホームページで説明したりして、自発的な入学を促す。

〔 4 〕 修了後の見通し

ストレート・マスターについては、入学時に、これまでよりも教員に求められる資質の高い者を入学選抜し、2 年間にわたる体系的なカリキュラムと厳格な成績評価により専門性と

実践的指導力のある教員を育成することから、修了後の教員採用への見通しは十分ある。

現職教員は、勤務校で生徒指導主事、教育相談主任、教務主任等のリーダーとして活躍することが予想される。

ケ 取得できる教員免許状

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）

高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、工業、英語）

幼稚園教諭専修免許状

（一般学部出身者への対応）

本学部においては、教養教育科目 33 単位、専門教育科目 106 単位を課している。群馬県においては、小学校と中学校の両方の免許状を取得することが望まれているので、一般学部出身者で教職科目を全く履修しなかった者が、小学校二種免許状と中学校二種免許状を取得すると仮定すると、2回の教育実習を含めて最低 61 単位の専門教育科目を履修する必要がある。

仮に、教職大学院に長期履修制度（3年間）を導入して、61 単位と教職大学院 46 単位、合計 107 単位を修得させることは、不可能ではないにせよ著しく過密な日課になり、専門性と実践的指導力のある教員の養成という本来の目的を達成できるのか、大いに疑問である。小学校と中学校のいずれか一方を一種免許状にすると、さらに多くの単位を修得する必要がある。

このような事情を考えると、一般学部出身者で教職大学院を志望する者については、その資質を見極めた上で、教職大学院への進学を前提に、学部3年次に編入学させることも有効な方策として考えられるが、本学としては、当初はこの制度の導入を留保し、学年進行の経過を見つつ、教育委員会等関係機関の意見も踏まえた上で判断したい。

コ 大学院設置基準第 14 条による教育の実施について

〔1〕目的

群馬大学大学院教育学研究科(修士課程)においては、平成2年4月1日から大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を導入し、昼夜開講を実施している。

改組後の教育学研究科(専門職学位課程)においても、この特例を実施する。これは、群馬県教育委員会から受験資格を与えられて入学する現職教員が、2年目には勤務校に戻るため、引き続き教職リーダー専攻の専門科目の履修をする機会を提供することを目的とする。

〔2〕必要とする理由

わが国の学校教育においては、近年、児童生徒の学力や学習意欲の低下傾向、いじめ、不

登校、学級崩壊、外国籍児童生徒の増加、通常学級に在籍する特別支援教育対象児への支援、教員の資質、ベテラン教員の退職による学校の教育力の低下等、様々な問題が山積している。

これらの問題には、現代社会の様々な要因が複雑に関係していると思われるが、学校教育への信頼を取り戻し、良質な次世代の育成を実現するためには、何よりも教職リーダーとなるべき中堅教員の資質を向上させる必要がある。

群馬県教育委員会は、教育学研究科発足当初より 13 名の現職教員に受験資格を与えてきたが、いずれも入学後 2 年目は勤務校に戻り本特例を活用して履修してきた。専門職学位課程教職リーダー専攻設置後は、現職教員の大半はこの専攻に入学することが予想される。したがって、今回の教育学研究科改組後も、引き続き大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を実施するものである。

〔 3 〕 期待される効果

- (1) 教育方法の 14 条特例措置を導入することによって、すでに中堅として学校現場で活躍している教員の就学に広く門戸を開くことになり、学校改革の強い意志と向学心に満ちた教員が、在職のまま大学院の専門教育を自らの計画にあわせて受ける機会を提供することができるようになる。
- (2) このような現職教員は、すでに学校現場において教職としての実務経験を十分に積んでおり、理論と実践の融合を基本とする専門職学位課程教職リーダー専攻において、教育学の実践的研究発展の原動力になることが期待される。
- (3) 上記のような社会人入学の学生(現職教員)との直接の接触は、いわゆるストレート・マスターにとっても新たな刺激をもたらすことになり、学校現場の諸課題に新たな目で取り組む人材育成という点でも効果が期待できる。

〔 4 〕 教育方法等

- (1) 修業年限について
修業年限は、2 年とする。
- (2) 履修指導の方法について
具体的な履修及び研究指導については、指導教員(研究者教員及び実務家教員)が学生ごとに面接指導する。
- (3) 履修方法・授業の実施方法
教育方法の特例の適用を受けようとする学生は、出願時に願書に記入する。学生は、学年を通じて、特例による授業科目を履修することができる。
教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻では、修了時まで、共通科目 22 単位、コース別科目 10 単位、実習科目 10 単位を含めて 46 単位以上を取得しなければならない。
学生は、昼間、夜間又は土・日曜日に開講する授業科目から必要単位を修得するものとする。また、必要に応じて、夏季休業中等の期間中に集中講義で開講する授業科目の中から、必要単位を修得する。2 年次の課題解決実習は、現職教員にあっては、勤務校

で実施し、指導教員が出向いて指導を行う。必修科目である課題研究(各期1単位)は、2年次の終わりの報告会で学内外の関係者で構成される評価委員会による評価を受けなければならない。

授業時間は、昼間は1～10時限(8:40～17:30)とし、さらに現職教員のために、夜間は特例による授業時間帯11～12時限(18:45～20:15)を設け、可能な限り昼夜間に重複して開講する。

(4) 教育指導

現在本教育学研究科においては、すでに教育方法の特例を導入しており、現職の学生が夜間その他特定の時間帯又は時期に教育研究指導を受けるための体制は整っている。

学校現場における課題を重視した教育研究指導を行い、専門性と実践的指導力の向上を図る。

学校においては週休2日制が実施されており、かつ、夏季休暇等の制度もあり、現職教員にとって個人の研究時間を比較的柔軟に生み出せるようになってきている。このため、個人別の教育研究指導を行う上での制約はほとんどない。

教育研究指導を行う上でのコンピュータ・ネットワークの活用は有効である。群馬大学の各キャンパス、各研究室は学内LANで接続されている。教育方法の特例の適用を受けた学生においても、このシステムを活用することにより、効果のある教育研究活動が可能である。

この教育方法の特例は、現職教員のニーズに応じて常に教育研究内容や方法を見直し、改善を図る。

(5) 施設・設備の利用

教育学研究科においては、昼夜を通しての研究室・資料室・相談室・教材作成室・実験室・模擬授業室等の使用について、何らの支障はない。

大学院学生用の各室は、昼夜を通して使用できるので、学生の自己学修にとって支障はない。

学生への連絡については、掲示板、学内LAN、メール、研究室のメールボックスの活用により確実に伝達されるような体制が整備されている。

総合情報メディアセンター図書館は、平日は午前9時から夜9時まで、土日は5時まで開館しており、教育研究に支障ないよう配慮されている。

[5] 実施体制

(1) 教員組織

昼夜開講制に即して十分な教育研究指導が行えるよう、教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻担当の教員全員が教育方法の特例による授業を担当する。教員ごとの担当授業時間の編成を工夫して、教員の負担を軽減することとする。

(2) 教員の負担の程度

教職リーダー専攻担当における教員の講義、演習、実習の授業負担は、課題研究を除き、1年を通して1週当たり5～6コマ程度であり、昼夜開講によって付加される授業時間数は、

標準的履修の場合で週 1 コマ程度である。したがって、開講する科目・時限を調整することにより、負担が大きくなることのないようにする。

(3) 事務体制

夜間等において授業を受講し、研究指導を受ける現職教員にとって、特に必要となる教務関係の諸手続きに対応できるよう、そのための体制をとることとしている。

(4) 学生の確保

群馬県教育委員会は、これまで毎年 13 名の現職教員に教育学研究科の受験資格を与え、ほぼ全員が入学してきた。教職リーダー専攻が設置されると、県教育委員会は学校でリーダー的な役割を担うことが期待される中堅教員に受験資格を与えるとの意向を示している。したがって、大半の現職教員は教職リーダー専攻に入学することが予想される。また、最近では、教育方法の特例を活用しながら本学教育学研究科で学修と実践的研究に取り組む他県からの現職教員もいる。

(5) 入学者選抜方法

教育方法の特例を適用する現職教員の入学定員は、本専攻の入学定員(16 人)に含まれるものとする。

現職教員の選抜は、特別選抜により実施するものとし、例えば次のような実務経験を評価する試験を行う。

(ア)教育実践に関わる課題研究のテーマや研究業績を求め、選考の際の評価資料とする。

(イ)教育経験、業務実績を求め、選考の際の評価資料とする。

(ウ)試験は、学校教育に関する論述試験及び課題研究に関する口述試験を中心に行う。

(6) 学生の厚生への配慮

教育学研究科の学生については、学生教育研究災害保険への加入を積極的に勧誘し、学生が安心して履修できるようにしている。

健康診断については、健康支援総合センターとの密な連携を図り、時間帯を調整して行う。

教育学研究科の学生については、学生支援委員会の委員や各専攻・専修の指導教員が学生生活上の諸問題についての相談、助言、指導を行っているが、教職リーダー専攻においても同様の取り組みを行い、現職教員学生に対する学生相談の体制を整備する。

食事については、同一キャンパス内にある学生会館内の生協食堂が午後 7 時 30 分まで営業している。また、大学周辺には食堂やコンビニエンス・ストアがあり、利用できる。

交通については、前橋駅から約 6 km の位置にあり、路線バスの便がよく、利用が可能である。また、構内駐車場は広く、車による通学も可能である。

ス 自己点検・評価

教員評価は、「群馬大学における教員評価指針(19.3.9 役員会決定)」に基づいて行われるが、大学院教育学研究科においては、さらに教員評価委員会が以下のように自己点検・評価を行い、

教育研究活動に反映させていく。

- 〔 1 〕 教育学研究科教員評価委員会が、教職リーダー専攻を含めた教育学研究科の教育及び研究の点検を担当する。
- 〔 2 〕 教員評価委員会では、点検・評価項目を定め、点検・評価の基礎となるデータの収集・分析を行う。
- 〔 3 〕 教育に関しては、カリキュラム編成、教育実施組織、授業内容、形態や指導方法、教育達成状況、学修支援体制などについて、点検・評価を行う。
- 〔 4 〕 研究に関しては、学術論文発表、学術集会発表、共同研究、及び科学研究費など競争的資金申請・獲得状況について、点検・評価を行う。
- 〔 5 〕 点検・評価の基礎となるデータは、学生アンケートによる授業評価や修了時に実施する学修達成度調査及び満足度調査、修了生の進路調査、修了生受入れ学校へのアンケート調査、教員自己評価、各授業科目の成績、課題研究実習の研究実践報告書とその発表についての第三者を交えての評価の結果等を基礎資料とする。
- 〔 6 〕 教員評価委員会では、これらの基礎資料を分析・評価する。同時に、外部機関に評価を委ね助言を得る。この結果を教員にフィードバックするが、特に教育については教務委員会が、研究については専門職学位課程運営委員会が検討を加え、改善のために方策を立案し、実施する。
- 〔 7 〕 各教員の自己点検及び評価結果は個人情報として扱い、本人以外には非公表とする。ただし、全体の集計結果については、適切な情報公開を行い、社会への説明責任を果たすために使用する。

第三者評価

教職大学院の相互評価を行う機関を設立する構想が、福井大学教育地域科学部を中心に提案されており、本研究科としても積極的に協力する予定である。また、日本教育大学協会や国立大学協会が推奨する認証評価機関による認証を積極的に受ける予定である。

セ 情報提供

- 〔 1 〕 教育学部・教育学研究科における教育研究活動等の状況に関する情報提供については、教育学部広報委員会、教務委員会、紀要委員会を中心に、以下のように行われている。
教育学部のホームページに、大学院受入方針、授業公開、研究会等の情報を載せている。
教育学部紀要(人文社会科学編、自然科学編、芸術・技術・体育・生活科学編)と附属学校教育臨床総合センター紀要を毎年 1 冊発行し、教員養成系の学部や研究機関、教育委員会等に配布している。また、論文や論文要旨を国立情報学研究所の機関リポジトリにも登録して、インターネットで公開している。大学院生の修士論文についても、論文要旨を紙媒体と電子媒体で公開している。
各講座、学校教育臨床総合センター及び各研究室の教育研究活動に関して、電子媒体や

紙媒体による各種の情報提供を行っている。

附属学校教育臨床総合センターでは、毎年1回シンポジウムを開催して、研究成果を公表している。

特色 GP(多文化社会の構築に貢献する人材の育成)、現代 GP(地域密着型健康づくりプランナーの育成)については、毎年シンポジウムを実施して、教育研究活動の概要を公表している。また、定期的に広報紙を発行・配布するとともに、ホームページで進捗状況を随時公表している。

県教委との共同研究については、研究成果を定期的にまとめて公表している。また、学校現場で活用できる研究成果については、広く紙媒体や電子媒体で学校に提供している。

- 〔2〕教職リーダー専攻(専門職学位課程)に関する情報提供は、大学及び教育学研究科における情報提供に加えて、北関東の大学に対して、設置の理念、教育研究内容、学生進路情報などの提供を、ホームページやパンフレットなどの紙媒体、説明会などを通じて行っていく。

ソ 教員の資質の維持向上の方策

学校運営及び児童生徒支援に係る高度専門職業人の育成という教職リーダー専攻(専門職学位課程)の設置目的を成し遂げるためには、教員の教育者としての高い資質の維持向上が必須である。

本専攻においては、学生は6つの領域にわたる共通科目、コース別の科目及び実習に関する科目を履修することを通して、「学校現場の課題を分析・把握する力」、「対応策を構築する力」、「実践する力」、「実践を評価し再考察する力」を身に付ける。授業の大半は、研究者教員と実務家教員の協同(チーム・ティーチング)で実施されることにより、学生は、理論面と実践面を絶えず往還しつつ融合させ、学校現場の諸課題を解決するための専門性と実践的指導力を高める。

このような学校現場の課題に基づいて設定される授業及び新たな学び方を実現するためには、教員の教育者・研究者としての資質の維持向上が極めて重要になる。そのために、以下の方策を実施する。

〔1〕教育の質の維持向上

教職リーダー専攻(専門職学位課程)のカリキュラム及び担当教員の編成においては、主として各教員(研究者教員、実務家教員)の専門分野を考慮した適材適所の原則で授業科目担当者を決定する。

研究者教員と実務家教員の協同による授業は、初めての試みであることから、19年度に実務家教員(学校経営担当、19年4月採用)と研究者教員による協同授業を試行し、教職リーダー講座の全教員による授業検討会を開催し、20年度からの本格実施に備える。また、すでに教育学研究科全体で実施されている授業公開と授業研究を教職リーダー専攻の授業にも拡大

し、効果的な授業方法の取得、教育内容の充実に努める。

学生による授業評価アンケートを年に2回実施し、教育内容・方法に関する学生の意見を教員にフィードバックすることにより点検を行う。

〔2〕研究の質の維持向上

教育学研究科が中心となって、研究室間の共同研究、特に研究者教員と実務家教員による共同研究、教職リーダー講座・学校教育臨床総合センター・附属学校の教員による共同研究、県教委との共同研究等の推進、及び科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の獲得を図る。また、部局長裁量経費により研究支援の充実に努める。

教育学研究科において、若手研究者のための方策(評価に基づく研究費支援、内地研究員の派遣、海外研修支援、海外国際学会発表支援など)を講ずる。

各教員の研究業績の点検を行い、教育学研究科教員評価委員会において評価し、優秀教員にインセンティブを与える等の方策を検討する。

必修の授業科目である「課題研究」の研究発表会において外部の評価委員による評価を受ける際、指導教員の指導についても評価を受けることで、その後の研究指導の向上に反映させていく。

タ 管理運営の考え方

〔1〕研究科委員会の役割

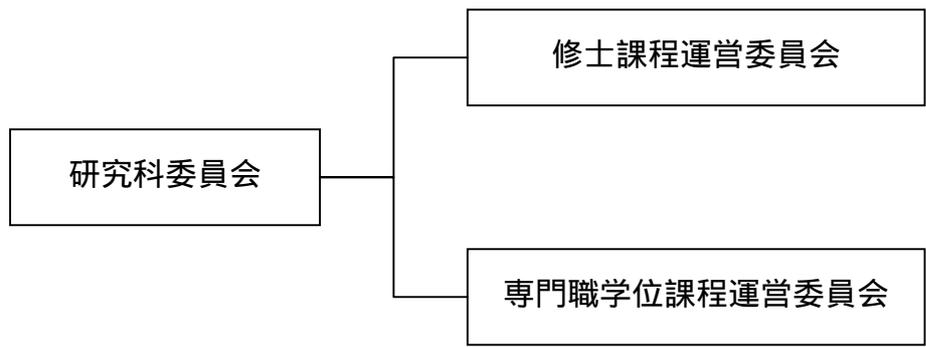
学生の入学、退学、休学その他身分に関すること、課程修了の認定に関すること、教育課程及び試験に関すること、学位に関すること、学生の厚生補導に関すること、研究科担当教員の選考に関すること、教育研究経費に関することは、研究科委員会で審議する。

〔2〕専門職学位課程運営委員会の役割

教職リーダー専攻の管理運営に直接関わること(カリキュラム、授業方法、時間割、人事計画、実習校との連携、予算事項、専攻長の選出等)は、専門職学位課程運営委員会で協議する。専門職学位課程運営委員会は、研究者教員と実務家教員で構成する。みなし専任教員は、研究科委員会には関与しないが、専門職学位課程運営委員会においては専任教員と同等の役割を果たすものとする。

〔3〕群馬県教育委員会との連携

教職リーダー専攻の管理運営に当たっては、群馬県教育委員会との連携関係を尊重するものとする。



【2】連携協力校等との連携・実習

ア 連携協力校等との連携

〔1〕連携協力校および連携内容について

連携協力校は、下記表【連携協力校一覧】の通り、小学校9校、中学校9校の計18校である。

表【連携協力校一覧】

	小学校	中学校
1	前橋市立朝倉小学校	前橋市立第三中学校
2	前橋市立桂萱東小学校	前橋市立第七中学校
3	前橋市立大利根小学校	前橋市立東中学校
4	前橋市立大胡東小学校	前橋市立芳賀中学校
5	伊勢崎市立宮郷小学校	伊勢崎市立宮郷中学校
6	伊勢崎市立赤堀東小学校	伊勢崎市立赤堀中学校
7	渋川市立豊秋小学校	渋川市立北橋中学校
8	渋川市立橋小学校	渋川市立赤城南中学校
9	太田市立九合小学校	太田市立南中学校

本教職大学院では学校現場での諸課題に対応できる高度な実践的問題解決能力の育成をねらいとして教育課程を編成しているため、連携協力校は、学校現場での様々な課題に関する学修に取り組めるよう、学校種や規模、学校の特色等が多様となるよう選定した。

学校種は、小・中学校のどちらかに偏らないように、各9校を選定した。学校の規模は、生徒数が200人台～900人台、教員数が20人台～40人台であるような、小規模校、中規模校、大規模校とさまざまな規模の学校が含まれるよう選定した。さらに、街中と郊外など異なる立地条件の学校が含まれるよう選定した。また、各授業科目で扱う内容や学生の課題テーマの多様性に配慮されるよう、カリキュラム開発に力を入れている学校、校区に児童擁護施設があり、家庭（地域）・施設・学校の連携の実践の積み上げがある学校、外国籍児童が多く在籍する学校など、特色ある学校を選定した。

なお、具体的な各連携協力校の選定理由及び特色等は、実習施設の概要に記載した。

以上のように、単なる実習校の確保というのではなく、学生の課題研究テーマや通常の授業における大学と学校現場との往還による授業展開を考慮して、各市町村教員委員会との連携の基に選定した。

連携内容は、大きくわけて2点である。

1点目は、共通科目およびコース別科目として開講される各授業との連携である。各授業において、必要に応じて、連携協力校において、授業参観や授業実践の試行及び授業検討会の開催、さらに、児童生徒理解のための観察や調査等を行う。

2点目は、実習における連携である。1年次後期および2年次に実施される実習を連携協力校において行う。なお、実習における具体的な連携内容は、イ 実習の具体的な計画において記載する。

〔2〕連携協力校以外の関係機関との連携について

本学教職大学院単独では、連携協力校以外の特定の関係機関との連携は行わないが、学部全体として、「教育改革・群馬プロジェクト」や教員研修等に関して、群馬県教育委員会（特に、群馬県総合教育センター）との連携を図っており、今後も継続していく。それゆえ、今後、本学教職大学院で開講される授業等に、これらの成果が反映されるものとする。

〔3〕附属学校の活用について

本学部は、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園を各1校ずつ有している。各附属学校は、通常の授業および実習時に活用する。具体的には、共通科目及びコース別科目として開講される各授業において、授業参観や授業実践の試行および授業検討会の開催、さらに、児童生徒理解のための観察等、必要に応じて附属学校を活用する。また、1年次前期および後期に設定されている実習において活用する。なお、実習における具体的な活用内容は、イ 実習の具体的な計画において記載する。

イ 実習の具体的な計画

A 実習計画の概要（実習のねらい）

〔1〕実習のねらい・目標

本教職大学院では、社会のニーズに応える高度専門職業人の養成に特化し、学校現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた教員養成を目的としている。このような教員養成を行うため、授業では、学校現場における様々な課題や現状を客観的に捉え、理論的に分析・把握しそれを実践に結びつけることのできる高度な専門性を養うことを目的としている。そして、学校における実習では、授業で培った能力をさらに確かなものとするとともに、学校現場での諸課題を解決できる高度な、実践的指導力の向上をねらいとする。

そのために、学校における実習を課題研究実習と位置づけ、1年次に課題発見実習を、2年次に課題解決実習を設けることにより、学校現場に関わる課題を発見・分析し、その対応策を立案、実践し、実践検討会を通して省察し、まとめ、次への実践へとつなげるといった一連の過程を踏む教育実践経験が可能となるよう体系化する。そして、このような実習を通して、現職教員学生及びストレート・マスターが、それぞれ以下のような高度な実践的問題解決能力を修得し、学校現場での諸課題を解決できるようになることを目標とする。

現職教員学生においては、1年次の課題発見実習において、勤務校以外の学校や様々な校種の学校における教育実践を客観的に観察・参加し、自らの教育実践を相対化することにより、教科指導や生徒指導、学級経営や学校経営等の各自の課題や問題点を明確にする。そし

て、その上で、2年次の課題解決実習において、その課題解決のための対応策を企画・立案し、実践する。さらに、実践検討会を通して、自己の実践を評価・再考察し、次への実践へとつなげる。また、実習における課題解決に向けた実践は、実習時間外および現職教員学生の勤務時間外等を開講される授業「課題研究」の最終成果として、研究実践報告書としてまとめ、発表する。このような体系的な実習および「課題研究」の授業を通して、学校における課題を自ら発見し、それに対して、単なる経験的な実践知だけでなく、理論知観点を取り入れ、課題を分析し、対応策を考え、実践し、それを評価・再考察し、次への実践へとつなげていくといった高度な実践的課題解決能力を修得し、学校現場の諸課題をリーダー的存在となり解決できるようになることを目標とする。

ストレート・マスターにおいては、上述の実践的問題解決能力を修得し、学校現場において即戦力として活躍でき、新しい学校づくりの有力な一員として、学校現場での諸課題の解決に確実に貢献できるようになることを目標とする。

実習（課題研究実習）は、1年次の課題発見実習 及び課題発見実習、2年次の課題解決実習からなる。課題研究実習と授業との関連など、本学教職大学院のカリキュラムの全体像を図「カリキュラムの全体像」（資料5）に示す。

〔2〕実習時期、内容、実習施設、学生の配置、実習単位等

実習時期、実習施設、学生の配置、実習時間、単位は以下の表【実習の概要】の通りである。

表 【実習の概要】

	実習時期	実習施設	学生の配置	実習時間	単位
課題発見実習	1年次 前期	附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 附属幼稚園	児童生徒支援コース、学校運営コース別に約8名ずつ2班に分け、班ごとに4附属学校園で実習	1校につき2日間 16時間×4校 計 64時間	1
課題発見実習	1年次 前～後期 9～10月 上旬予定	連携協力校18校 附属小学校 附属中学校	2～3名からなる実習班を編制し（6班編制予定）実習班ごとに各3校で実習。実習校3校には、必ず小・中学校各1校を含める	1校につき、60時間 60時間×3校 計 180時間	4

課題 解決 実習	2年次 通年 実習時期は 個別に決定 する	現職教員学生は、勤務校 ストレート・マスターは、連携協力校	1実習校に1名の学生を 配置	1日8時間×30日 計240時間	5
				合計 484時間	10

〔3〕実習の内容

(1) 1年次前期

課題発見実習

ねらい

- ・3歳から18歳までの健常児及び障害児の発達を理解する。
- ・校種を超えた学校教育全体のつながりと流れを把握し、学校教育の全体構造の理解を深める。

実習施設

附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園

実習施設との連携方法

- ・実習施設ごとに実習連携部会を設置する。
- ・構成委員は、実習施設の実習指導教員及び各実習施設担当の大学院教員である。
- ・実習連携部会は、以下の実習時間、実習の具体的内容、実施方法、評価項目・基準評価方法等、実習全般の具体的事項を協議、確認する。
- ・実習連携部会での協議内容は、大学院指導教員がまとめ、専門職学位課程運営委員会の下にある教育実習部会に報告する。教育実習部会は、各実習施設での実習が適切に行われているかを確認、統括する。

なお、連携体制の全体像を49頁の図「連携体制」に示す。また、実習連携部会については50頁「相互の指導者の連絡会議設置の予定」に、教育実習部会については46頁「教育実習部会の設置」の項に詳述した。

実習時間 1校につき2日 4校園で実習

実習の具体的内容

1日目：子どもたちの様子や教師の指導法について、学年によりどのような違いがあるかという観点から、すべての学年の授業等を参観し、年齢にともなう発達の様相と指導方法の相違などを把握する。実習校指導教員から、カリキュラムの特性と構成などの教務事項等の説明を受け、質疑応答を行い、学校全体の概要を把握する。

2日目：特定の学級に入り、学級経営の実践、児童・生徒指導の実践、及び授業実践を参観する。

その後、実習校で、事後検討会を行い、実習で修得した事柄をまとめ、実習録に記載する。

実施方法

- ・コース別2班に分けて実施する。
- ・大学院指導教員または各校種の教育に精通している学部協力教員が、実習校に出向き、観察オリエンテーションと事後検討会に同席し、指導にあたる。
- ・実習生は、実習日ごとに実習録を記載する。

評価項目・基準

発達理解

- ・3歳から18歳までの健常児及び障害児の発達についての基礎的理解がどの程度できているかどうか。

授業観察力

- ・上記の発達理解に基づき、児童・生徒指導および授業実践をどの程度捉えることができたかどうか。

学校教育の構造理解

- ・校種を超えた学校教育全体のつながりと流れを理解し、子どもの発達における各校種の役割を自分なりに位置づけることができたかどうか。

評価方法

実習録の記述内容、及び、実習時や事後検討会での発言内容から、上記評価項目・基準に照らし合わせて、実習校指導教員と大学院指導教員の協議の上、評価する。

なお、最終的な成績評価は、専門職学位課程運営委員会で決定する。

(2) 1年次前～後期(9～10月上旬)

課題発見実習

ねらい

- ・現職教員学生は、勤務校以外の学校での観察・参加を通して、自らの実践を省み、課題を明確化する。
- ・ストレート・マスターは、観察・参加を通して、自己の知識・技能等の弱点を知るとともに、課題を発見し、明確化する。

実習施設

附属小学校、附属中学校、連携協力校18校 合計20校のうち3校。

具体的な実習校は、学生の課題研究のテーマを考慮して選定する。

実習施設との連携方法

- ・実習施設ごとに実習連携部会を設置する。
- ・構成委員は、実習施設の実習指導教員及び各実習施設担当の大学院教員である。

- ・実習連携部会は、以下の実習時間、実習の具体的内容、実施方法、評価項目・基準評価方法等、実習全般の具体的事項を協議、確認する。
- ・実習連携部会での協議内容は、大学院指導教員がまとめ、専門職学位課程運営委員会の下にある教育実習部会に報告する。教育実習部会は、各実習施設での実習が適切に行われているかを確認、統括する。

実習時間 1校につき60時間 3校で実習

実習の具体的内容

学生は、各自特定の1学級に属し、以下の3点を行う。

- 実習1日目に実習校指導教員より、学校の全体的概要やカリキュラムの特性と構成などの教務事項について説明を受けることにより、実習校の全体像を把握する。
- 実習3日目までは、授業、部活動等の課外活動、児童・生徒指導など学校教育活動の全体を観察する。また、その際、配属となったクラスの生徒一人一人を把握するために個人毎の観察記録をとる。また、配属クラスの特徴を把握するという観点から授業の様子や学級活動場面での児童・生徒及び教師の動きを観察し、記録する。
- 4日目からは、授業等補助として実践に参加する。

実施方法

- ・学生の課題テーマの共通性の程度により、2～3名からなる実習班を編制し、実習班ごとに3校の実習校をまわる。学生定員は16名であるので、6班編制の予定。
- ・実習校には、小学校・中学校の両校種を必ず含める。
- ・大学院指導教員は、事前指導として、実習校に出向き、実習計画作成のアドバイスをする。さらに、事後指導時に実習校に出向き、各学生の実習の成果及び課題の明確化等を確認する。
- ・実習生は、実習日ごとに実習録を記載する。

評価項目・基準

現職教員学生について

自己省察

- ・実習校での観察・参加を通して、これまでの自らの授業実践を省察し、自己のこれまでの実践の弱点等を、どの程度具体的かつ明確にできたかどうか。

課題の明確化

- ・自己省察に基づき、自己の課題テーマを選定できたかどうか。

ストレート・マスターについて

自己省察

- ・実習校での観察・参加を通して、自己の知識や技能等の弱点を、どの程度具体的かつ明確に知ることができたかどうか。

課題の明確化

- ・自己省察に基づき、自己の課題テーマを選定できたかどうか。

評価方法

実習録の記述内容、及び、実習時や事後指導時の発言内容から、評価項目・基準に照らし合わせて、実習校指導教員と大学院指導教員の協議の上、評価する。

なお、最終的な成績評価は、専門職学位課程運営委員会で決定する。

(3) 2年次前・後期

課題解決実習

ねらい

- a 学生各自が課題解決のための対応策の企画・立案を実習開始前に行い、その実践に向けて計画的に実習することにより、課題研究の内容を検証し、課題解決に向けた実践力を確かなものとする。
- b 全ての教員にとって必要な、教科等の指導、学級経営、及び、児童・生徒指導の実践力を高める

実習施設

- ・現職教員学生は原則として勤務校で研修日に実施する。
- ・ストレート・マスターは連携協力校で行い、具体的な実習校は、学生の課題研究テーマにより決定する。なお、課題研究のテーマにより、現職教員学生の勤務校で実習することもあり得る。

実習施設との連携方法

- ・実習施設ごとに実習連携部会を設置する。
- ・構成委員は、実習施設の実習指導教員及び各実習施設担当の大学院教員である。
- ・実習連携部会は、以下の実習時間、実習の具体的内容、実施方法、評価項目・基準評価方法等、実習全般の具体的事項を協議、確認する。
- ・実習連携部会での協議内容は、大学院指導教員がまとめ、専門職学位課程運営委員会の下にある教育実習部会に報告する。教育実習部会は、各実習施設での実習が適切に行われているかを確認、統括する。

実習時間 240時間(1日8時間 30日)

実習の具体的内容

本実習は、ねらいに沿って二部構成からなる。

ねらい a に関連して：課題研究に関する実習内容

課題研究は児童生徒支援コースと学校運営コースとでは、実践内容が異なるので、コース別に記載する。

児童生徒支援コース

- ・学生各自が設定した課題解決(学習支援や児童生徒指導の方法など)のための対応策を立案し、それを実践する。
- ・実践内容としては、教科の授業や特別活動等の授業が想定される。
- ・実践後は、実践検討会を開催し、自己の実践を評価、再考察し、次の実践案を考案する。学生の実践及び実践後の検討会は、実習校及び近隣の小・中学校教員に対して全て公開とする。実践検討会には、実践者(学生)、実習施設の実習指導教員、大

学院指導教員が参加するが、その他、実習校及び近隣の小・中学校教員の参加も募る。

- ・さらに、その実践案を実施し、再度、実践検討会を開催し、自己の実践を評価、再考察し、次の実践へとつなげる。
- ・このようなサイクルを繰り返すが、サイクルの回数や時期などは、学生の課題研究のテーマにより個別に計画していく。

学校運営コース

- ・学生各自が設定した課題解決（校内研修や地域連携の方法など）のための対応策を立案し、それを実践する。
- ・実践内容としては、学校内での研修会の実施や地域連絡会の設定などが想定される。
- ・実践後は、実践検討会を開催し、自己の実践を評価、再考察し、次の実践案を考案する。実践及び実践検討会は、実習校及び近隣の小・中学校教員に対して全て公開とする。本コースでの実践は、学生1人で実施されるものではないので、実践検討会には実習校の教員の参加を求め、実践者（学生）、実習施設の実習指導教員、大学院指導教員を交えて行う。また、近隣の小・中学校教員の参加も募る。
- ・さらに、その実践案を実施し、再度、実践検討会を開催し、自己の実践を評価、再考察し、次の実践へとつなげる。
- ・このようなサイクルを繰り返すが、サイクルの回数や時期などは、学生の課題研究のテーマにより個別に計画していく。

ねらいbに関連して：日常の実践力の向上に関する実習内容

- ・以下の3点の実践及び実践検討会を必ず3回以上含める。
 - a.教科等の指導
 - b.学級経営
 - c.児童生徒指導の実践
- ・実践の時期及び回数は、課題研究に関する実習との関連や学生の既存の実践力などを鑑み、学生ごとに実習校指導教員と大学院指導教員が相談の上、決定する。

実施方法

- ・実践計画を実習開始前に実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明確にする。その際、大学院指導教員も同席し、学生の課題に沿った実習ができるように実習校指導教員と相談しながらアドバイスをする。
- ・大学院指導教員は、a.教科等の指導、b.学級経営、c.児童生徒指導の実践時に最低各1回、学生の実践を参観し、実践検討会を開催して指導を行う。また、それ以外にも必要に応じて実習校に出向き、合計10回40時間は実習校において指導にあたる。
- ・実習期間中も課題研究の授業は併行して行うが、実習とは別の時間帯に、主に大学において指導する。また課題研究の授業では、実習での実践を様々な角度から捉えなおし、再考察し、まとめ、次の実践へと繋ぐべくより深い考察を行う。それゆえ、

課題研究の授業評価は、実習における評価とは別に、大学院指導教員が行う。

評価項目・基準

現職教員学生について

実践計画の有効性

- ・ 自らの課題解決のための実践計画が適切であったか。
- ・ 課題解決に向けた実践がどの程度有効になされたか。

実践的指導力

- ・ a.教科等の指導、b.学級経営、c.児童生徒指導などの実践的スキルは、他の教員の模範となるレベルにあるか。

自己省察

- ・ 自己の実践の評価・再考察がどの程度的確に、深くなされたか。
- ・ 実践の再考察が、具体的に次の実践に反映されているか。

ストレート・マスターについて

実践計画の有効性

- ・ 自らの課題解決のための実践計画が適切であったか。
- ・ 課題解決に向けた実践がどの程度有効になされたか。

実践的指導力

- ・ a.教科等の指導、b.学級経営、c.児童生徒指導などの実践的スキルが、即戦力として通用するレベルにあるか。

自己省察

- ・ 自己の実践の評価・再考察がどの程度、的確になされたか。
- ・ 実践の再考察が、具体的に次の実践に反映されているか。

評価方法

実習録の記載内容、指導案および指導計画の内容、実習時や実践検討会での発言などから、評価項目・基準に照らし合わせて実習校指導教員と大学院指導教員の協議の上、評価する。

なお、最終的な成績評価は、専門職学位課程運営委員会で決定する。

実習校への還元（メリット）

「課題解決実習」は、学生のみならず、実習実施教育指導力等の向上に大いにつながるものとする。考えられるメリットは以下の通りである。

現職教員学生の実習校について

現職教員学生は、勤務校で実習を行う。学校運営に関する課題研究をテーマにした学生は、実習において勤務校での校内研修や教育課程の編成等の課題に取り組むことになる。そして、これらの課題解決に向けた実践計画を立て、実践していく。その際には、同僚との話し合いも含まれ、必然的に、実習生の課題解決に向けた実践は、勤務校である実習校に還元されることになる。また、児童・生徒の学習支援や生活支援

を課題のテーマとした場合には、授業実践や児童・生徒指導の実践が多くなされることになる。そして、これらの実践は、公開での研究授業とし、大学院指導教員も交え、事後には実践検討会を設ける。このような場の提供は、実習校の教育指導への刺激となり、その向上につながるものとする。

ストレート・マスターの実習校について

ストレート・マスターの実習校への還元として、第一に、実習校への刺激材料となる点である。新鮮で問題意識を持って実習に望む学部新卒学生が入ることにより、ややもすると日常に埋没しそうな学校現場に、新鮮な空気を送り込むことができ、それが、実習校全体の教育環境を向上させるような刺激材料となると考えられる。第二に、ストレート・マスターは、児童・生徒の学習支援や生活支援を課題テーマとして実習に望むので、授業実践や児童・生徒指導の実践が多くなされることになる。そして、これらの実践は、公開での研究授業とし、大学指導教員も交えて行われる実践検討会を設ける。学生の実践レベルに関わらず、このような場の提供は、実習校の教育指導への刺激となり、その向上につながるものとする。

なお、課題解決実習時の学生の実践・授業及びその後の実践検討会は、近隣の小・中学校等の教員に対しても全て公開とし、実習校だけでなく近隣の小・中学校の教育指導力向上に還元できるようにする。

〔４〕現職教員学生が勤務校で実習を行う際の実習水準の確保について

（１）現職教員学生が勤務校で実習を行う理由

小・中学校は地域との連携の中で存在し、そこに通う子どもたちも地域による特性をもち、学校における課題は、地域との関連性をなくしては考えにくい。それゆえ、現職教員学生が取り組む学校における課題も必然的に地域との関連性を持ち、課題解決に向けた立案や実践は、地域社会やそこに暮らす子どもや大人たちを理解することによってなされていくと考えられる。このような学校教育の在り方を考えた場合、現職教員学生は、地域性を理解している勤務校で実習を行うことにより、現場に密着した学校における課題に対応できる力を真に養うことができると思われる。また、勤務校での課題解決に向けた実習（実践）は、現職教員学生本人だけでなく、学生の所属する学校全体の教育力を高めることにも繋がるものである。

実習時の勤務校での現職教員学生の立場、特に、担任教員となるか否かは、学生の課題テーマにより異なり、児童・生活支援に関する課題の場合は担任となり、学校運営に関する課題の場合は担任をもたずに学校全体の業務につくことが望ましい。

２年次の課題解決実習では、課題解決のために立案した対応策を実践し、評価・再考察することが実習内容に含まれている。それゆえ、直接、児童・生徒支援にかかわるテーマを課題とした場合には、児童・生徒理解や児童生徒との関係の構築が前提として必要であり、担任であるがゆえに課題解決に向けた実践が可能になり、より実習の効果が上がるものとする。なお、この際、実習の質を確保するために、担任を持つことにより日常の勤

務に埋没することのないよう工夫と配慮をする。具体的な対応は、(2)実習水準の担保に記す。

一方、学校運営に関するテーマを課題にした場合には、教育課程の編成や校内研修の在り方、あるいは、危機管理マネジメントなど学校全体の業務にかかわる課題に向けた実践をすることになるので、担任を持たず学校全体にかかわる業務につくこと自体が実践となり、実習効果が上がるものとする。なお、実習の質を確保するために、担任を持たない場合においても、日常の勤務に埋没することのないよう工夫と配慮をする。具体的な対応は、(2)実習水準の担保に記す。

このように、より質の高い実習内容を考えた場合、一律的な対応ではなく、学生一人一人の課題テーマにそった対応が必要であり、勤務校での立場も学生の課題テーマにより、決定できるよう実習校(勤務校)と連携を図る。

なお、勤務校で行う実習(課題解決実習)で培われる高度な専門的かつ実践的な知識・技術は、1年次の連携協力校における実習並びに共通科目及びコース別科目の履修の上に築かれるものであることから、当該の勤務校や地域でのみ有効な資質であるのではなく、他の地域の学校に異動しても十分に活用される資質である。

(2) 実習水準の担保(勤務と実習の区分)

現職教員学生の実習が勤務校での日常の勤務と明確に区別できるよう、以下のような工夫や配慮をした。

勤務形態上の明確な区分

2年次の5単位分の実習240時間は、研修日(1日8時間×30日)として確保されることが県から承認されており、実習と通常勤務は勤務形態上、明確に区分される。

実践計画による実習日の明確化

実習開始時に勤務校での年間計画の中で実習日を予め設定する。そして、実習日の実践に向けて、実習校指導教員及び大学院指導教員の指導のもと準備を進める。それゆえ、実習日の実践は、特別な準備を経た結果としての実践となり、学生自身の心構えとしても日常の勤務とは、明確に区分されると考える。

実習録による明確化

実習日には、実習録を必ず作成し、日時、実習内容(計画、実践の概要等)を記載し、指導案等の資料を添付するものとする。さらに、それに対して、実習校指導教員がコメントをつける。これにより、通常勤務との区別が学生自身の意識においても、また、第三者に対しても明確であるとする。

大学院指導教員の訪問と実践検討会の開催

大学院指導教員は、学生の実習内容の共通項目である教科の指導、学級経営、児童生徒指導の実践を各1回以上参観し、実践検討会を開催し指導する。実習日の授業及び実践検討会は全て公開とし、勤務校の教員の参加を募り、開催する。この点からも、通常勤務と

実習との明確な区分がなされるものとする。

以上のように、研修日として実習時間が確保され、かつ、実習校指導教員及び大学院指導教員の指導体制により、勤務校での実習においても実習水準の確保がなされると考える。

〔 5 〕 教育実習部会の設置

実習時における問題への対応や一人一人の学生にそったきめ細やかな指導等、実習全般について対応するため、専門職学位課程運営委員会の下に教育実習部会を設置する。

教育実習部会は、実習校及び学生受け入れ人数等の原案作成、学生へのオリエンテーション、実習班メンバー及び大学院指導教員配置の原案作成等、実習全般の業務を行う。また、各実習校で設けられる実習連携部会を統括し、実習が適切に実施されているか把握・確認する。なお、委員は、実務家教員 2 名（清水和夫教授、懸川武史教授）と研究者教員 2 名（入澤充教授、佐藤浩一教授）とする。

〔 6 〕 学生へのオリエンテーションの内容、方法

入学直後のオリエンテーション時に、教育実習部長より、1 年次の課題発見実習 及び 課題発見実習 、2 年次の課題解決実習の概要を説明する。

また、各実習前に、実習オリエンテーションを開催し、教育実習部会員より、各実習班のメンバー及び実習日程、実習内容・実施方法、実習録の作成方法等について説明する。

B 実習指導体制と方法

〔 1 〕 巡回指導計画（大学院指導教員の配置、人数、役割（内容）、巡回スケジュール、巡回回数など）

実習の年間スケジュール（実習生の班スケジュールを含む）、大学院指導教員の巡回スケジュールは、表の通りである。

別紙 【実習年間スケジュール（実習生班スケジュールを含む）】（資料 6）
 【大学院指導教員巡回スケジュール】（資料 7）

以下、各実習ごとに大学院指導教員の巡回指導計画について説明する。

（ 1 ） 課題発見実習

- ・ 附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園において実習する。
- ・ 各種学校教育を専門とする教員 1 名が大学側の指導教員（大学院指導教員）となり、附属学校訪問の前に事前打ち合わせのため実習校を訪問し、日程や学生のクラス配置など実習校の指導教員と打ち合わせをする。

【巡回指導計画】大学院指導教員は、実習校において2回の指導を行う。

観察オリエンテーション

実習前日に学生を引率し、実習校においてオリエンテーションを行う。

2日目の事後検討会での指導

事後指導に参加し、実習の成果を確認するとともに指導にあたる。

なお、附属小学校は実務家教員教授1名(清水和夫教授)、附属中学校は実務家教員教授1名(懸川武史教授)、附属特別支援学校は学部障害児教育講座からの協力教員1名(教授)、附属幼稚園は研究者教員教授1名(松永あけみ教授)が担当する。

(2) 課題発見実習

- ・ 附属小学校、附属中学校、および連携協力校18校、合計20校が実習校となる。
- ・ 2～3名からなる実習班を6班編制し、班ごとに実習校をまわる。実習班ごとに大学院指導教員1名を配置する。
- ・ 実習班メンバー及び各実習班担当の大学院指導教員は、年度当初に教育実習部会で決定する。

【巡回指導計画】

- ・ 大学院指導教員は、特定の1つの実習班を担当する。
- ・ 1実習校に対して事前指導、及び、事後指導時、計2回巡回指導を行う。
各実習班は3校で実習を行うので、各大学院指導教員は、1校につき2回、合計6回の巡回指導を行う。

事前指導

実習計画作成等のアドバイスをする。

事後指導時

各学生の実習の成果及び課題の明確化等を確認する。

なお、大学院指導教員は、実務家教員教授2名(清水和夫教授、懸川武史教授)、研究者教員教授3名(入澤充教授、佐藤浩一教授、所澤潤教授)および研究者教員准教授1名(山口陽弘准教授)合計6名の予定であるが、班編制数が増えた場合は、残りの学部兼任の研究者教員教授(古屋健教授、松永あけみ教授)及び、研究者教員准教授(山崎雄介准教授)が指導にあたる。

(3) 課題解決実習

- ・ 現職教員学生は勤務校で、ストレート・マスターは連携協力校で、原則、1校につき1名の学生を配置する。
- ・ 学生1名に対して、実務家教員と研究者教員の2名が指導にあたる。課題解決実習は、コース別授業の「課題研究」と密接な関連を持つので、課題研究の指導と実習

指導の両方の指導に同一の大学院指導教員があたる。

- ・ 学生の課題研究テーマ及び大学院指導教員は、1年次の4月の時点で、学生から課題研究計画書の提出を求め、それをもとに、専門職学位課程運営委員会で決定する。なお、指導教員の組み合わせは以下の表の通りである。

表 【大学院指導教員一覧】

専門領域	実務家教員	研究者教員
学習指導 1	石川克博准教授	佐藤浩一教授
学習指導 2	石川克博准教授	山口陽弘准教授
児童生徒理解	懸川武史教授	松永あけみ教授
児童生徒指導	懸川武史教授	古屋健教授
学校運営 1	清水和夫教授	入澤充教授
学校運営 2	岩澤和夫准教授	山崎雄介准教授
多文化共生教育	石田成人准教授	所澤潤教授

表【大学院指導教員一覧】のように7組の大学院指導教員体制ができる。学生定員16名であるので、1組の大学院指導教員は2～3名の学生の課題研究および課題解決実習の指導にあたる。

【巡回指導計画】

- ・ 課題解決実習中に、各大学院指導教員は、一人あたり10回（1回につき4時間）巡回指導にあたる。
- ・ この際、同一学生の指導にあたる実務家教員および研究者教員は、必ずしも同一日に巡回指導にあたるわけではなく、実習内容等必要に応じて、同行するか否かは判断する。
- ・ 10回の巡回指導のうちには必ず、a.教科等の指導、b.学級経営、c.児童生徒指導の実践時に、最低各1回、学生の実践を参観し、実践検討会を開催して指導を行う。
- ・ 大学院指導教員は、巡回指導とは別に、実習開始前に、実習生の実践計画が実習校における年間教育計画に組み込まれ、学生の課題に沿った実習ができるように、実習校指導教員及び実習生と相談しながら、アドバイスをする。

〔2〕学生へのフィードバック、アドバイスの方法等

課題発見実習 では、各学生の実習録へのコメント、及び、事後検討会で直接、フィードバック及びアドバイスをする。

課題発見実習 では、各学生の実習録へのコメント、及び、事後指導において直接、フィードバック及びアドバイスをする。

課題解決実習では、大学院指導教員が実習校に出向いた際に、各学生の実習録へコメントを記載し、学生へのフィードバック及びアドバイスをする。さらに、10回の実習校への訪

問指導の際に、直接アドバイスをする。

また、実習終了後に各実習生の実習記録へのコメントによりアドバイス等をする。

〔3〕学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

課題発見実習では、学生は、実習日ごとに実習録を作成し、1校園終了ごとに大学院指導教員に提出する。また、全ての4校園の実習終了後に、レポートを作成し提出する。

課題発見実習では、学生は、実習日ごとに実習録を作成し、実習校指導教員の検印を受け、1校終了ごとに大学院指導教員に提出する。また、3校全ての実習終了後に、レポートを作成し提出する。

課題解決実習では、学生は、実習日ごとに実習録を作成し、毎回、実習校指導教員の検印を受ける。さらに、大学院指導教員が実習校に出向く際に、毎回、提出する。また、最終的には、授業「課題研究」の最終報告として、実践内容等を研究実践報告書にまとめ、発表、提出する。

C 施設（連携協力校）との連携体制の方法

本学教職大学院における実習は、附属学校園以外ではすべて連携協力校で実施する。それゆえ、実習施設は、附属学校及び連携協力校であり、以下では連携協力校を中心とした連携体制について記述する。

なお、連携体制を図式化したものが、以下の図【連携体制】である。

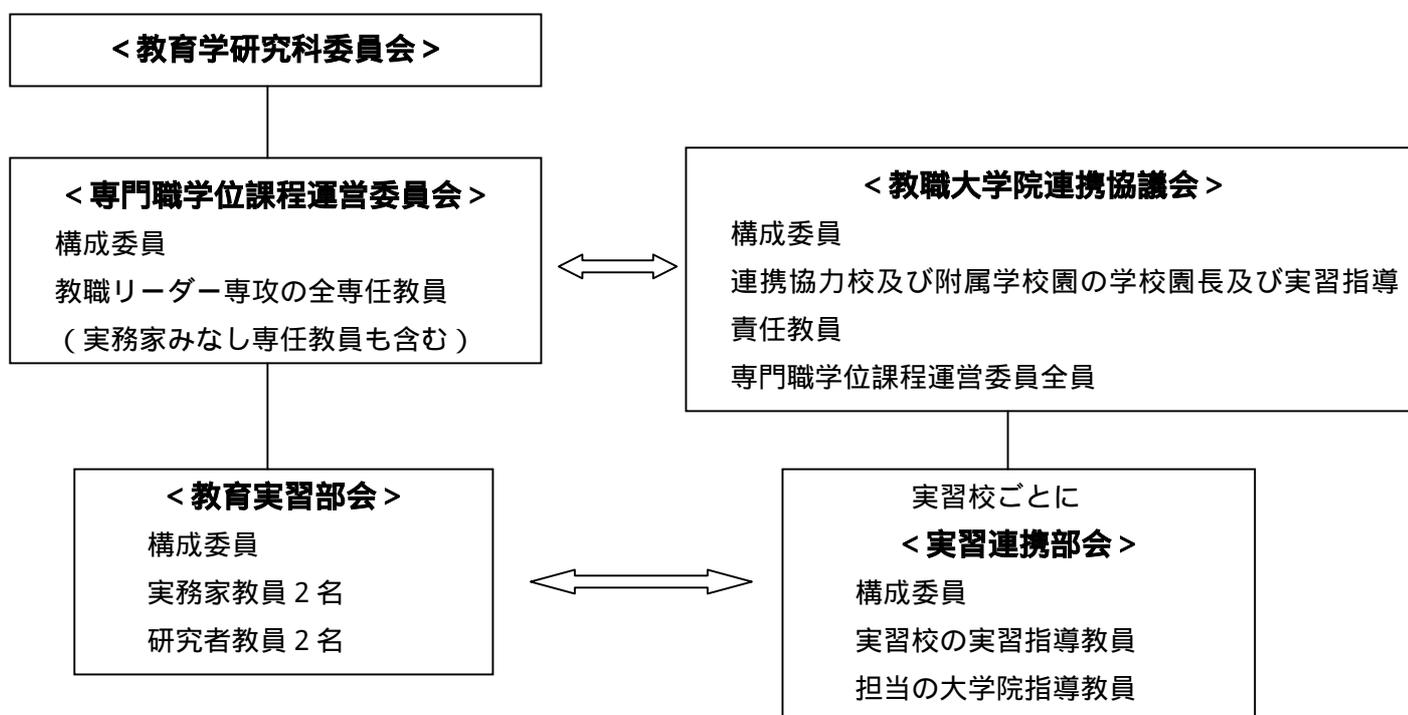


図 【連携体制】

〔 1 〕 連携協力校との連携の具体的方法、内容

（ 1 ） 教職大学院連携協議会の設置

連携協力校との連携を進めていくため、教職大学院連携協議会を設置する。

構成委員：連携協力校及び附属 4 学校園の学校園長、実習指導責任教員

本教職大学院の専門職学位課程運営委員会委員全員

協議会開催日程：年度当初及び年度末、計年 2 回

（ 2 ） 教職大学院連携協議会での検討事項

- ・ 検討事項の原案及び統括を、教育実習部会が行う。

< 教育実習部会 >

専門職学位課程運営委員会の下に教育実習部会を設置する。

教育実習部会は、実習校及び学生受け入れ人数等の原案作成、学生へのオリエンテーション、実習班メンバー及び大学院指導教員配置の原案作成等、実習全般の業務を行う。委員は、実務家教員 2 名、研究者教員 2 名とする。

年度当初の協議会

- ・ 実習全体の流れや全般的な実習内容の確認を行う。
- ・ 実習校の決定、受け入れ人数の調整、実習日程の調整等について協議する。

（原案は、教育実習部会で作成）

年度末の協議会

- ・ 連携に関する反省点や今後の連携の在り方等について協議する。

（ 3 ） 実習に関する具体的な連携方法、内容

実習に関しては、教職大学院連携協議会に先立ち、連携協力校および附属学校園では実習開始の前年度中に年間計画をたてる必要があるゆえ、入学者決定後、前（本）年度中に次年度の実習校選定等について教育実習部会が検討し、教育実習部会長から連携協力校学校長に実習生受け入れ人数や実習時期の打診を行い、具体的な連携準備を開始する。

その後、実習実施年度当初に、教職大学院連携協議会を開催する。協議会では、各実習の全体的な流れや大まかな実習内容の確認を行う。課題発見実習 及び課題発見実習 に関しては実習校の決定、受け入れ人数の調整、実習日程の調整、実習内容の概要等について協議する。課題解決実習に関しては、学生氏名と各学生担当の大学院指導教員の紹介、実習時期、実習内容の概要等について協議する。

その後のより具体的な実習における連携に関する連絡は、実習校ごとに実習連携部会を設置し、実習校の実習指導責任教員と各実習校担当の大学院指導教員とが連絡をとり、連携を進めていく。

〔 2 〕 相互の指導者の連絡会議設置の予定

（ 1 ） 実習連携部会の設置

教職大学院連携協議会の下に、実習校ごとに、実習連携部会を設置する。

構成員は、連携協力校（実習校）の実習指導教員、及び、その実習校担当の大学院指導教員である。

実習連携部会は、実習開始前、実習終了後に必ず開催する。また、実習中においても必要に応じて開催する。

（２）協議内容

・実習内容に関する協議

実習のねらいの確認をする。

実習日（実習期間や、学生の公開授業日及び実践検討会の日程など）、具体的な実習内容、指導計画など、実習にあたっての具体的な内容を協議する。

・実習の成績評価に関する協議

評価項目・基準の確認をする。

実習校としての最終的な成績評価について協議する。

（３）教育実習部会による実習内容・実施の確認

実習連携部会での協議内容は、各実習校担当の大学院指導教員がまとめ、教育実習部会に報告する。教育実習部会は、全ての実習校での実習が計画通り適切に行われているかを確認し、統括する。

〔３〕大学と実習施設（連携協力校）との緊急連絡体制

課題発見実習、課題発見実習、課題解決実習全ての実習において、緊急を要する事態が発生した場合は、教務係実習担当者および各実習校担当の大学院指導教員が窓口となり、教育実習部会長に報告する。教育実習部会長は、必要に応じて、実習部会を開催、または、研究科委員長に連絡し、対応にあたる。

また、連携協力校においては、実習指導責任教員が窓口となる。

〔４〕各施設での指導者（指導教員）の配置状況

課題発見実習については、各附属校園に、実習指導責任教員が１名ずつ配置される。

課題発見実習についても、各学校ごとに実習指導責任教員１名が配置され、実習指導責任教員の指示のもと、学生が配属されるクラス担任が実質的な指導者となる。

課題解決実習については、各学校に学生１名が配属されるので、実習校においても１名の指導教員が配置される。なお、現職教員の実習校指導教員は、学生の課題テーマにより、教頭・教務主任・生徒指導主任等が配置されることになる。

〔５〕実習前、実習中、実習後等における施設との調整・連絡等

年度当初（実習前）に、教職大学院連携協議会で、連携協力校および附属校園と、実習全体の流れや実習内容の確認、各実習校の受け入れ人数、及び実習時期等の調整等を行う。

さらに、課題発見実習については、各附属校園ごとに実習開始前の打ち合わせ会を設

け、実習校の実習指導責任教員と各附属学校園担当の大学院指導教員が、具体的な打ち合わせをする。実習後に両者で学生の成績評価の相談及び具体的な反省点等の打ち合わせを行う。

課題発見実習 については、実習開始前に、各実習校の実習指導責任教員と各実習班担当の大学院指導教員が連絡をとり、具体的な実習日程、および、学生の配属クラスなどの打ち合わせをする。実習後に両者で学生の成績評価の相談及び具体的な反省点等の打ち合わせを行う。

課題解決実習については、実習開始前に、各実習校の実習指導教員と大学院指導教員が連絡をとり、打ち合わせをする。また、大学院指導教員が実習校に指導に出向く際に、必要に応じて実習の調整・連絡等を行う。さらに、実習後に両者で学生の成績評価の相談及び具体的な反省点等の打ち合わせを行う。

また、全ての実習後、年度末に教職大学院連携協議会を開催し、本年度の実習の反省点と次年度以降への改善点等について協議する。

D 単位認定等評価方法

〔1〕学生の評価方法

原則として、全ての実習（課題発見実習、課題発見実習、課題解決実習）において、実習施設の指導教員単独による評価は行わない。

各実習のねらいがどの程度達成されているかという観点から、学生の実習録の内容、実習時や事後検討会（課題発見実習）・事後指導（課題発見実習）・実践検討会（課題解決実習）での取り組み等に基づき、実習校指導教員と大学院指導教員の連携のもと、相談の上、評価する。

〔2〕大学における単位認定方法

実習先が学生により異なるので、評価基準を確保するために、全ての実習（課題発見実習・課題発見実習・課題解決実習）について、実習校指導教員と大学院指導教員の連携による成績評価を基に、教育実習部会が原案を作成し、最終的な単位認定（成績評価）は、専門職学位課程運営委員会で行う。